

第1部

ごみ処理基本計画

第1節 計画策定の趣旨

① 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定にいたる背景

豊中市総合計画は、豊中市自治基本条例（平成19年（2007年）4月施行）に基づき、市政運営の根幹となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための施策を総合的、体系的に示すものです。

豊中市では、昭和44年（1969年）から総合計画に基づくまちづくりを進めてきました。平成13年度（2001年度）からは、「第3次豊中市総合計画（目標年度：平成32年度（2020年度））」のもと、市民・事業者・行政が協働・連携しながら、まちの将来像の実現に向けて取り組んできました。

この間、昭和62年（1987年）から減少傾向にあった本市の人口は、大規模住宅の建替えなどにより、平成17年度（2005年度）以降は増加傾向にありますが、少子高齢化や世帯人数の減少は進行し続けています。また、ライフスタイルや個人の価値観の多様化をはじめ、子育て・子育て環境の充実や安全・安心な暮らしの確保、都市の活力向上などの課題も顕在化してきています。さらに、周辺地域では、鉄道や高速道路などの整備などが進み、人の流れも大きく変化しようとしています。

こうした本市を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応したまちづくりを進めていくため、「第3次豊中市総合計画」の目標年度を前倒しして「第4次豊中市総合計画」を策定することとなり、また、これに伴いその分野別計画である「第3次豊中市環境基本計画」の下位計画として「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

②さらなるごみ減量に向けた新計画の必要性

近年の本市の人口は、本市が教育文化都市として良好な住環境等が評価されていること、また、千里ニュータウン地域の大規模集合住宅の建替え時期とも重なったことで、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」策定時に想定した人口とは大きな乖離がある状況です。現在は、市民一人ひとりの努力により焼却処理量の増加は抑えられていますが、当面の間、人口は微増傾向が続く可能性があり、このままでは、今後、焼却処理

量は増加することが予想されます。豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却処理施設には、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」策定時の計画量（約100千t/年）を上回るごみが搬入されており、余力を持って処理することが困難な状況となっています。また、本市のごみの最終処分先である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場については、現行期の最終処分場の供用が終了するまでの間や、その後も延命化を図る必要があることからさらにごみ減量を進めていく必要があります。

また、廃棄物行政を取り巻く社会的潮流としては、近年頻繁に発生する自然災害への対策の強化が求められているとともに、紙ごみや食品ロスの削減に向けた取組みの充実へ機運が日本だけでなく世界的に高まりつつあります。

このような状況を踏まえ、現行の「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念である「協働とパートナーシップに基づき『もったいない』のこころでつくる循環型社会」の考え方を発展させ、3R（発生抑制、再使用、再生利用）から2R（発生抑制、再使用）に比重を置く方向性を盛り込んだ「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」を策定することとなりました。

第2節 計画の概要と位置付け（図1-1参照）

「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条で市町村に策定が義務付けられています。循環型社会の構築に関わる法律や条例との整合性を保ちつつ、「第4次豊中市総合計画」や「第3次豊中市環境基本計画」を上位計画として、本市の循環型社会構築に向け、ごみの発生抑制から収集運搬・処理（再資源化）・処分までの廃棄物処理行政全般にかかる取組みの基本指針を定めたものです。また、国・大阪府や周辺の地方公共団体と広域的事業を実施する場合の指針ともなるものです。

「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」において、循環型社会の構築に向けて本市が取り組む基本施策を明らかにするとともに、市民・事業者・行政が取り組むべき基本的な方向性を定めたものです。ごみ減量に向けた基本施策に係わる個別の取組み内容については、同時に策定している「第4次豊中市ごみ減量計画」で具体化しています。

なお、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」は、豊中市廃棄物減量等推進審議会の提言及び審議内容を踏まえて策定しています。

第3節 計画目標年度（図 1-2 参照）

「第4次豊中市総合計画」及び「第3次豊中市環境基本計画」の最終目標年度がともに、平成39年度（2027年度）であることから、これら上位計画の最終目標年度と一致させるため、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の期間を、平成30年度（2018年度）を初年度とし、10年後の平成39年度（2027年度）を最終目標年度とします。

なお、平成34年度（2022年度）を中間目標年度として、計画の進捗状況等に応じた見直しを行います。

図 1-1 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

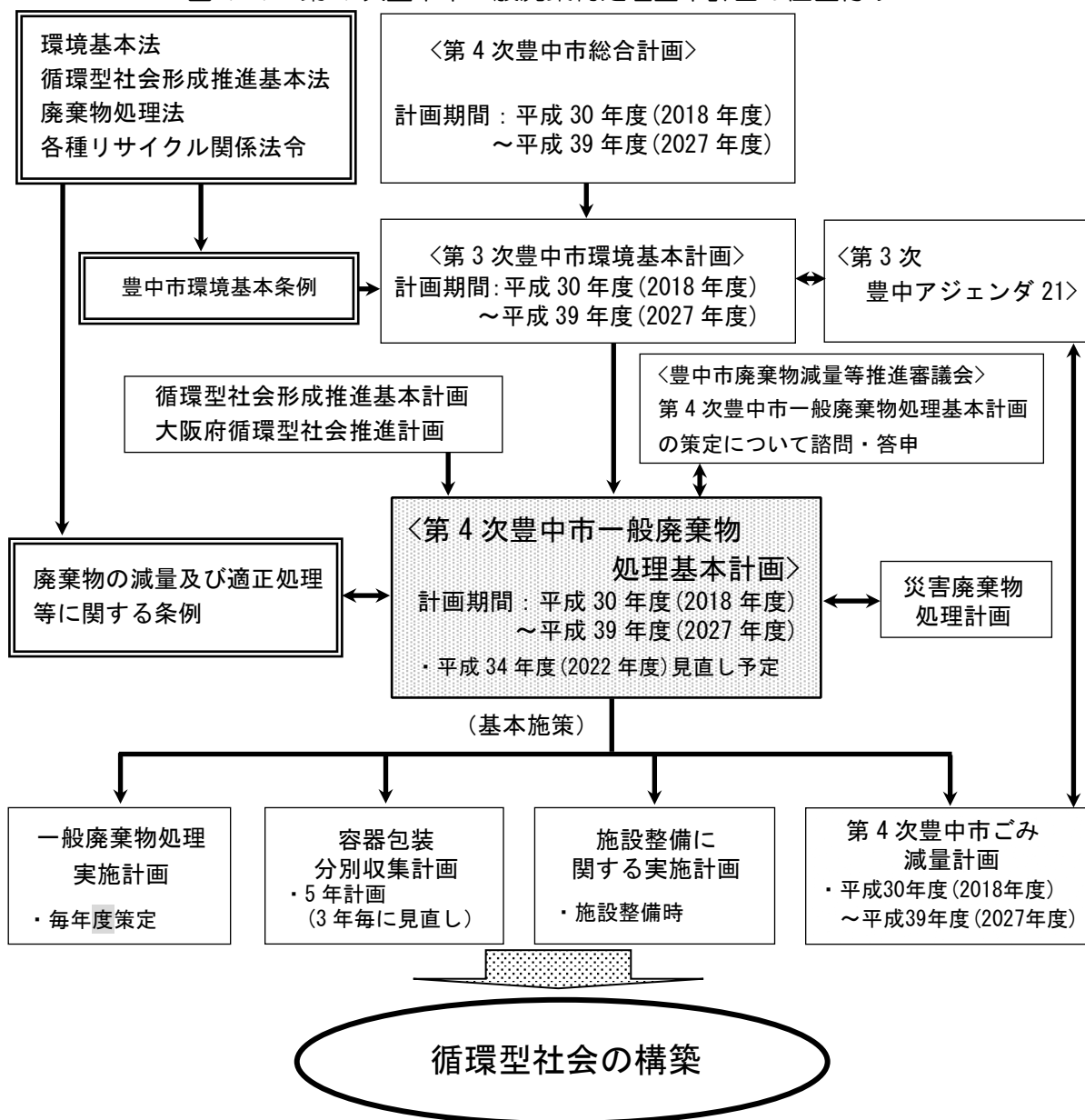
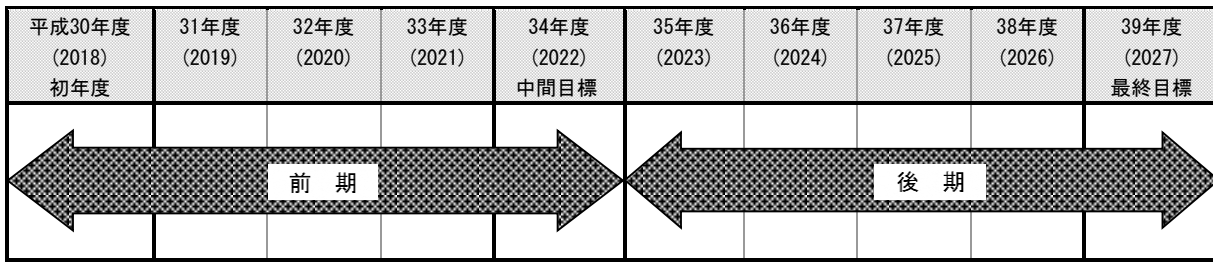


図 1-2 第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画



第1節 豊中市の現状

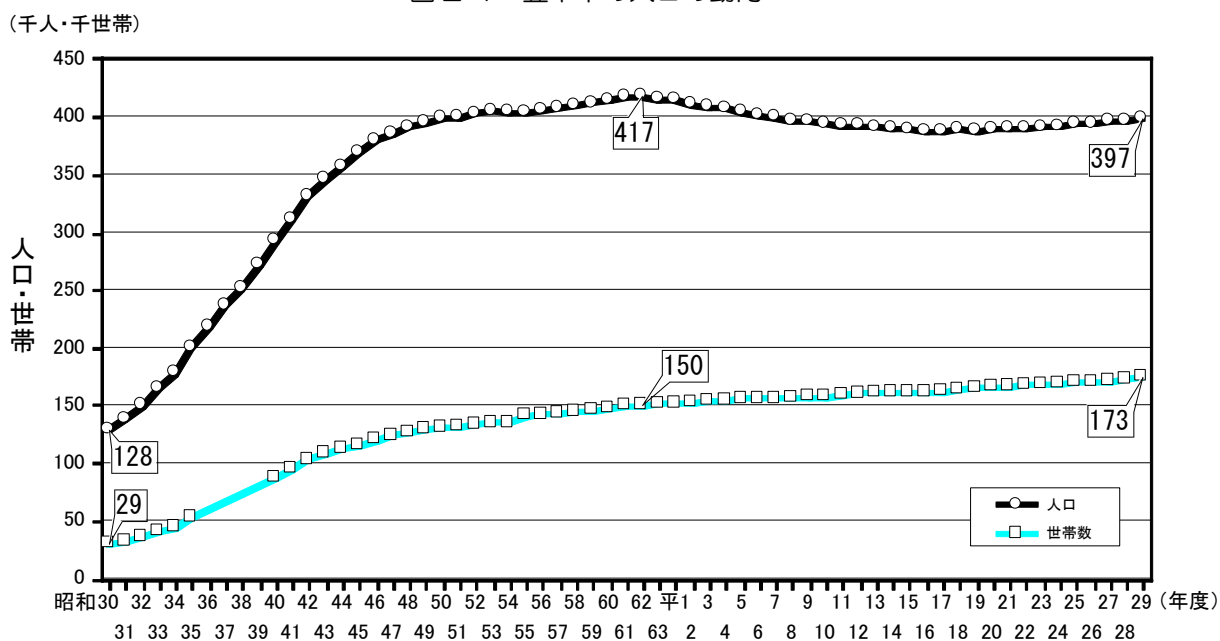
(1) 豊中市の現状

本市は、面積約 37k m²、東西に約 6km、南北約 10km で、大阪市の北に隣接しています。

大阪都市圏の拡大に合わせ、昭和 30 年（1955 年）前後から、庄内地域を中心に多くの木造賃貸住宅や文化住宅、小規模な戸建て住宅等が建設されるとともに、昭和 40 年代に入ると千里ニュータウンの開発が進み、急速に人口が増加しました。

人口は、昭和 62 年（1987 年）をピークに減少傾向にありましたが、平成 17 年（2005 年）を起点に増加傾向へと転じており、平成 29 年（2017 年）で 397,490 人（平成 29 年 10 月 1 日現在豊中市推計人口）となっています（図 2-1 参照）。老年人口（65 歳以上）は増加、生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（0～14 歳）は減少しており、少子高齢化が進行しています。

図 2-1 豊中市の人口の動向



本市の産業は、高度経済成長期に庄内地域や阪神高速道路沿道地域へ機械、金属、電気機械の中小工場が立地するようになりました。

近年は、卸売業、小売業などの第3次産業が事業所数、従業者数ともに大部分を占めています（表2-1参照）。

表 2-1 豊中市にある業種別事業所数と従業者数（平成 26 年（2014 年））

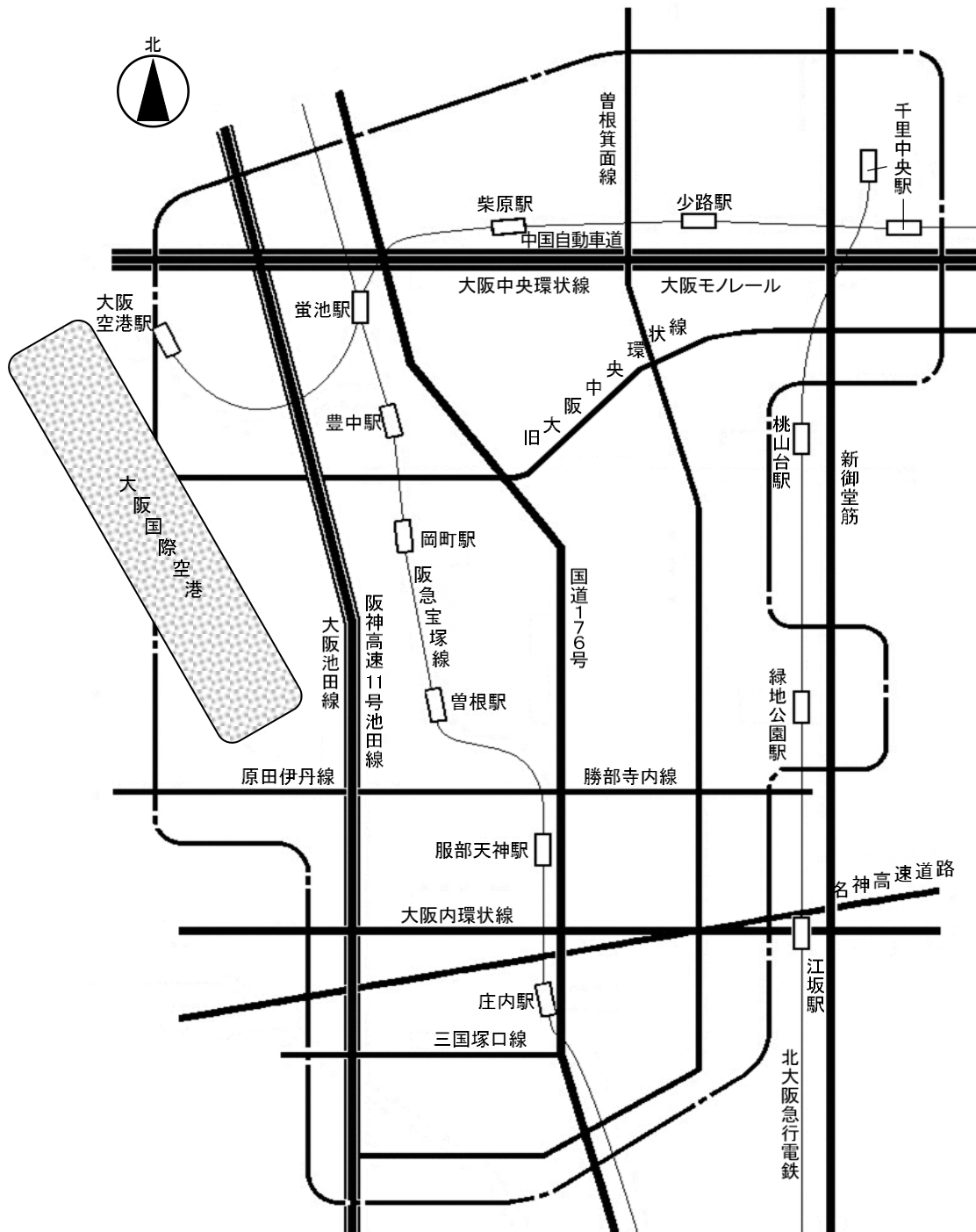
		平成26年 (2014年)			
		事業所数		従業者数	
		件	%	人	%
第1次	農林漁業	9	0.1	57	0.0
第2次	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	829	6.0	6,701	4.8
	製造業	1,295	9.3	14,939	10.6
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.1	840	0.6
	情報通信業	110	0.8	2,176	1.6
	運輸業、郵便業	306	2.2	7,946	5.6
	卸売業、小売業	2,932	21.1	26,464	18.8
	金融業、保険業	184	1.3	3,719	2.6
	不動産業、物品賃貸業	1,631	11.7	5,551	3.9
	学術研究、専門・技術サービス業	411	3.0	3,104	2.2
	宿泊業、飲食サービス業	1,751	12.6	13,006	9.2
	生活関連サービス業、娯楽業	1,242	9.0	5,778	4.1
	教育、学習支援業	691	5.0	12,815	9.1
	医療、福祉	1,658	11.9	24,789	17.6
	複合サービス事業	53	0.4	663	0.5
	サービス業	732	5.3	9,489	6.7
	公務	31	0.2	3,004	2.1
全業種合計		13,877	100.0	141,041	100.0

（出典：平成26年経済センサス - 基礎調査）

本市は、南北に阪神高速11号池田線、大阪池田線、国道176号、新御堂筋、東西に中国自動車道、大阪中央環状線、名神高速道路、大阪内環状線などの幹線道路が格子状に整備されています。また、鉄軌道では、南北に阪急宝塚線、北大阪急行電鉄、東西に大阪モノレールが整備されています（図2-2参照）。

北部は、住宅地域として戸建てが広がり、千里中央駅周辺はニュータウンとして集合住宅が多い地域です。南部は、住工共存地域であり、庄内駅周辺には古くからの商店街や市場もあります。また、西部には大阪国際空港があり、物流・工業区域となっています。

図 2-2 豊中市内の概略図



(2) 大阪府内の他都市と本市との比較及び他都市の取組み

平成 27 年度（2015 年度）の環境省一般廃棄物処理事業実態調査から、府内の人口 10 万人以上の 22 市の総ごみ排出量、生活系ごみ量、事業系ごみ量等の比較を行いました（表 2-2 参照）。

本市の総ごみ排出量の市民 1 人 1 日当たりの排出量では、22 市中最も少なくなっています（1 人 1 日当たり 818.5g）。本市に次いで少ないのは守口市（府内 2 位、1 人 1 日当たり 819.8g）、松原市（府内 3 位、1 人 1 日当たり 840.7g）です。

生活系ごみ量（集団回収含む。）の市民 1 人 1 日当たりの排出量では、本市は少ない方から数えて 4 番目です（1 人 1 日当たり 530.6g）。府内の上位は泉佐野市（府内 1 位、1 人 1 日当たり 464.8g）、大阪市（府内 2 位、1 人 1 日当たり 469.4g）です。生活系ごみ量（集団回収・資源除く。）の市民 1 人 1 日当たりの排出量は少ない方から数えて 5 番目です（1 人 1 日当たり 418.5g）。府内の上位は、守口市（府内 1 位、1 人 1 日当たり 338.0g）、大阪市（府内 2 位、1 人 1 日当たり 364.1g）です。事業系ごみの市民 1 人 1 日当たりの排出量は少ない方から数えて 12 番目でした。府内の上位は、富田林市（府内 1 位、1 人 1 日当たり 129.8g）、河内長野市（府内 2 位、1 人 1 日当たり 174.0g）であり、本市の 287.6g と比べて大きな差があります（表 2-2 参照）。

表 2-2 大阪府内人口 10 万人以上の 22 市とのごみ量の比較（その 1）

市区町村名	総人口 (外国人 人口含む) (千人)	総ごみ排出量 (生活系+事業系+集団回収)			生活系ごみ量(集団回収含む)			生活系ごみ量(集団回収・資源除く)			事業系ごみ量		
		ごみ量 (千 t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)	ごみ量 (千 t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)	ごみ量 (千 t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)	ごみ量 (千 t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)
豊中市	403	120.8	818.5	1	78.3	530.6	4	61.8	418.5	5	42.5	287.6	12
守口市	145	43.4	819.8	2	26.8	505.6	3	17.9	338.0	1	15.5	293.6	14
松原市	122	37.6	840.7	3	28.7	642.6	17	21.7	484.7	14	8.6	192.6	3
吹田市	366	114.1	852.6	4	78.7	588.5	10	64.2	479.6	13	35.3	263.6	10
枚方市	406	126.9	853.0	5	92.0	618.5	12	66.0	443.4	8	34.4	231.3	7
池田市	103	32.1	855.8	6	20.6	548.0	5	17.0	452.8	9	9.5	252.1	9
寝屋川市	240	75.9	865.8	7	54.4	620.2	13	37.6	428.3	6	19.2	218.6	5
和泉市	187	59.2	866.4	8	39.2	573.6	8	31.1	455.5	10	20.0	292.7	13
八尾市	269	85.4	867.1	9	63.2	642.3	16	50.0	508.2	17	21.8	221.4	6
河内長野市	110	35.4	881.8	10	27.3	680.4	20	20.1	499.6	15	7.0	174.0	2
大東市	124	40.1	884.7	11	30.6	676.0	19	25.5	562.6	20	9.5	208.7	4
高槻市	355	118.3	910.1	12	81.0	622.7	14	65.2	501.6	16	37.0	284.8	11
羽曳野市	114	38.6	921.7	13	28.8	687.6	21	25.1	600.3	21	9.8	234.1	8
富田林市	115	39.8	943.5	14	32.0	760.6	22	26.1	619.8	22	5.5	129.8	1
箕面市	135	47.3	954.5	15	28.3	570.1	7	22.7	458.3	11	16.6	334.9	16
堺市	846	310.2	1,001.2	16	201.2	649.4	18	161.3	520.7	18	101.4	327.4	15
岸和田市	199	75.7	1,037.0	17	41.3	565.7	6	30.1	413.0	4	32.4	443.7	18
大阪市	2,680	1,021.3	1,041.2	18	460.4	469.4	2	357.1	364.1	2	560.9	571.8	21
門真市	126	47.9	1,042.1	19	26.9	585.7	9	19.8	430.1	7	19.3	419.5	17
茨木市	279	110.4	1,079.5	20	61.2	598.3	11	47.8	467.2	12	49.2	481.1	20
東大阪市	497	200.5	1,102.0	21	115.4	634.3	15	95.3	524.0	19	85.1	467.7	19
泉佐野市	101	47.1	1,271.6	22	17.2	464.8	1	14.8	399.5	3	29.9	806.8	22

(出典：環境省 平成 27 年度一般廃棄物処理事業実態調査結果)

集団回収量では、本市は1人1日当たり43.9gであり、多い方から数えて19番目と他市と比べ少なくなっています。そのため紙類の資源化量も、多い方から数えて20番目となっています。プラ類の資源化量については、多い方から数えて6番目ですが、最も多い寝屋川市は、本市の2倍程度あります（表2-3参照）。

表2-3 大阪府内人口10万人以上の22市とのごみ量の比較（その2）

市区町村名	総人口 (外国人人口含む) (千人)	集団回収量			資源化量（紙類）		資源化量（プラ製容器包装+白色トレイ）	
		量 (t)	1人1日 当たり	順位	1人1日 当たり	順位	1人1日 当たり	順位
			(g/人/日)	(多い順)	(g/人/日)	(多い順)	(g/人/日)	(多い順)
枚方市	406	17.6	118.5	1	109.8	3	29.4	3
河内長野市	110	4.2	104.1	2	119.2	1	16.9	10
富田林市	115	4.1	96.4	3	90.0	8	14.2	13
茨木市	279	9.8	96.0	4	98.6	4	0.0	18
八尾市	269	9.0	91.3	5	86.0	9	13.7	14
高槻市	355	11.3	87.2	6	91.4	7	0.0	18
箕面市	135	4.2	85.5	7	84.9	10	0.0	18
岸和田市	199	6.2	84.9	8	81.1	13	28.8	4
堺市	846	26.2	84.6	9	82.0	12	14.5	12
門真市	126	3.8	82.0	10	94.7	6	18.3	9
寝屋川市	240	6.7	76.7	11	112.0	2	42.6	1
松原市	122	3.3	74.8	12	96.8	5	22.5	5
東大阪市	497	13.1	71.8	13	67.6	16	11.9	15
守口市	145	3.8	71.0	14	84.5	11	36.8	2
吹田市	366	9.4	70.0	15	77.8	14	0.0	18
和泉市	187	4.7	68.2	16	76.8	15	3.2	17
羽曳野市	114	2.8	66.6	17	63.3	17	0.0	18
大東市	124	3.0	65.3	18	60.4	18	20.5	7
豊中市	403	6.5	43.9	19	58.0	20	20.8	6
池田市	103	1.6	42.9	20	59.6	19	6.1	16
大阪市	2,680	42.0	42.8	21	55.4	21	18.4	8
泉佐野市	101	0.8	20.5	22	27.5	22	16.6	11

（出典：環境省 平成27年度一般廃棄物処理事業実態調査結果）

資源化量全体（溶融スラグ除く。）では、本市のリサイクル率は高い方から数えて14番目で、平均より下になっています（リサイクル率13.3%）。資源化量（溶融スラグ除く。）が多い上位の市は、河内長野市（府内1位、リサイクル率24.3%）、寝屋川市（府内2位、リサイクル率21.9%）、枚方市（府内3位、リサイクル率21.2%）となります。河内長野市は、剪定枝と魚あらのリサイクルを行っている量が一定量あり、他市と比べリサイクル率が高くなっています。

焼却処理量について、本市は総ごみ排出量が少ないこともあり府内で6番目に少ない量になっています（1人1日当たり703.4g）。焼却処理量が少ない上位の市は、守

口市（府内 1 位、1 人 1 日当たり 645.8g）、寝屋川市（府内 2 位、1 人 1 日当たり 665.2g）、枚方市（府内 3 位、1 人 1 日当たり 667.9g）になります。守口市、寝屋川市、枚方市は、1 人 1 日当りの総ごみ排出量は本市よりも多くなっていますが、リサイクル率が高いため、結果的に本市よりも焼却処理量が少なくなっています。

最終処分量について、本市は府内で 11 位であり、他市と比較して中位程度の水準です（1 人 1 日当たり 109.4g）。最終処分量が少ない上位の市は、吹田市（府内 1 位、1 人 1 日当たり 50.9g）、茨木市（府内 2 位、1 人 1 日当たり 51.0g）、枚方市（府内 3 位、1 人 1 日当たり 71.7g）となります。吹田市は、焼却灰を溶融スラグ化し、路盤材等へのリサイクルを推進しており、このことが最終処分量の低減に寄与しています。茨木市、枚方市は、リサイクル率が高く、焼却処理量が少ないため、結果的に焼却灰等の埋立処分量が少なくなっています（表 2-4 参照）。

表 2-4 大阪府内人口 10 万人以上の 22 市とのごみ量の比較（その 3）

市区町村名	総人口 (外国人 人口含む) (千人)	資源化量（溶融スラグ除く）			焼却処理量			最終処分量		
		資源化量 (千 t)	リサイクル 率 (%)	順位 (多い順)	処理量 (千 t)	1 人 1 日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)	処理量 (千 t)	1 人 1 日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)
河内長野市	110	8.6	24.3%	1	27.3	678.8	4	3.5	87.6	6
寝屋川市	240	16.7	21.9%	2	58.3	665.2	2	10.6	121.4	13
枚方市	406	26.9	21.2%	3	99.4	667.9	3	10.7	71.7	3
守口市	145	9.0	20.8%	4	34.2	645.8	1	4.4	83.7	5
松原市	122	6.9	18.5%	5	30.6	685.4	5	3.9	87.9	7
富田林市	115	6.5	16.3%	6	33.7	800.9	13	4.3	102.8	10
堺市	846	48.6	15.7%	7	267.3	863.0	16	24.7	79.8	4
門真市	126	7.2	15.0%	8	40.7	885.4	17	7.0	151.2	20
八尾市	269	12.6	14.7%	9	71.7	728.7	7	12.1	122.5	15
岸和田市	199	11.1	14.7%	10	64.7	887.1	18	8.9	121.8	14
茨木市	279	15.6	14.2%	11	97.0	948.3	20	5.2	51.0	2
吹田市	366	16.1	14.1%	12	98.9	739.1	8	6.8	50.9	1
箕面市	135	6.5	13.7%	13	41.0	827.7	14	4.5	90.8	8
豊中市	403	16.0	13.3%	14	103.8	703.4	6	16.1	109.4	11
高槻市	355	15.5	13.1%	15	102.7	789.8	12	11.9	91.8	9
大東市	124	5.0	12.4%	16	35.1	774.6	11	6.5	144.0	18
和泉市	187	7.3	12.3%	17	50.9	744.0	9	7.6	111.2	12
池田市	103	3.7	11.6%	18	28.1	747.4	10	4.6	122.8	16
羽曳野市	114	4.0	10.4%	19	35.4	847.1	15	5.2	124.5	17
東大阪市	497	20.0	10.0%	20	180.5	992.1	21	33.6	184.5	22
大阪市	2680	98.7	9.7%	21	922.5	940.5	19	145.0	147.8	19
泉佐野市	101	3.3	6.9%	22	43.8	1,183.8	22	6.1	164.0	21

（出典：環境省 平成27年度一般廃棄物処理事業実態調査結果）

また、22市のごみ排出ルール等についての比較は表2-5のとおりです。

表2-5 大阪府内人口10万人以上の22市の取組み

市区町村名	総人口 (外国人人口含む) (千人)	可燃ごみの袋						粗大ごみ収集		
		自由袋	透明・半透明袋	推奨袋	単純指定袋		有料指定袋		電話申込	有料制
					市から無料配布	販売店購入	単純従量制	超過量有料制		
豊中市	403					○			○	○
大阪市	2,680		○						○	○
堺市	846		○						○	○
岸和田市	199						○		○	○
池田市	103						○			○
吹田市	366		○							
高槻市	355		○							
守口市	145		○						○	○
枚方市	406		○						○	○
茨木市	279		○							
八尾市	269				○				○	○
泉佐野市	101						○		○	○
富田林市	115							○		○
寝屋川市	240		○						○	○
河内長野市	110							○		○
松原市	122		○						○	
大東市	124		○						○	
和泉市	187		○						○	○
箕面市	135							○	○	○
羽曳野市	114		○							
門真市	126		○						○	○
東大阪市	497		○						○	

市区町村名	総人口 (外国人人口含む) (千人)	缶・びん・ペットボトル (混合収集)	ペットボトル (単独)	プラスチック製 容器包装		小型家電	事業系有料指定袋	
		3種・3種混合 (PET含む) 2種・2種混合 個々・個々に収集		収集の有無	収集頻度	(試行実施含む)	導入の有無	概要
豊中市	403	個々	○	○	週1回	拠点	-	-
大阪市	2,680	3種	-	○	週1回	拠点	-	-
堺市	846	2種	○	○	週1回	拠点	-	-
岸和田市	199	3種	拠点	○	週1回	-	-	-
池田市	103	2種	○	1/1のみ	月2回	拠点	-	-
吹田市	366	個々	拠点	-	-	-	-	-
高槻市	355	個々	拠点	-	-	-	-	-
守口市	145	個々	○	○	週1回	拠点	-	-
枚方市	406	2種	プラと一緒に	○	週1回	拠点	-	-
茨木市	279	3種	-	-	-	-	-	-
八尾市	269	2種	○	○	週1回	-	-	-
泉佐野市	101	3種	-	○	週1回	宅配	-	-
富田林市	115	2種	○	○	月2回	-	-	-
寝屋川市	240	2種	プラと一緒に	○	週1回	-	-	-
河内長野市	110	2種	○	○	月2回	-	-	-
松原市	122	3種	-	○	週1回	-	○	平22.10～(180円/70%)
大東市	124	2種	プラと一緒に	○	週1回	宅配	-	-
和泉市	187	2種	プラと一緒に	ペットボトル 1/1回収	月2回	拠点	○	平21.7～(100円/70%)
箕面市	135	2種	拠点	-	-	-	-	-
羽曳野市	114	2種	拠点	-	-	-	-	-
門真市	126	2種	○	○	週1回	拠点	-	-
東大阪市	497	2種	○	○	週1回	拠点	-	-

(出典：各市ホームページ掲載情報から作成)

第2節 循環型社会の構築に向けた取組みの現状

(1) 処理システムの概要

家庭系ごみについては、平成16年（2004年）4月から市指定ごみ袋制を導入し、粗大ごみについては、戸別電話申込制を平成13年（2001年）10月から、有料化を平成18年（2006年）10月から実施しました。

平成24年度（2012年度）には、それまで一部のモデル地区で実施していたプラスチック製容器包装の回収を全市域に拡大し、容器包装以外のプラスチック類は、不燃ごみから可燃ごみへの区分変更を行いました。平成29年度（2017年度）は可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、空き缶・危険ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、ガラスビン、紙・布の分別区分で収集しています（図2-3参照）。また、使用済小型家電については、平成28年（2016年）1月から市内16箇所（平成30年（2018年）3月末現在は19箇所）の拠点で回収しています。

平成29年（2017年）4月には、全市域で可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの収集を民間事業者へ委託し、プラスチック製容器包装やガラスビンなどの再生資源については、行政で回収を行う収集運搬体制になりました。また、水銀汚染防止法に基づき、水銀使用廃製品の適正処理を行うため、平成29年（2017年）7月から市内4箇所の拠点で回収しています。

事業系ごみについては、平成24年（2012年）4月に小規模事業所の指定袋制を廃止し、許可業者収集や自己搬入へ完全に移行しました。

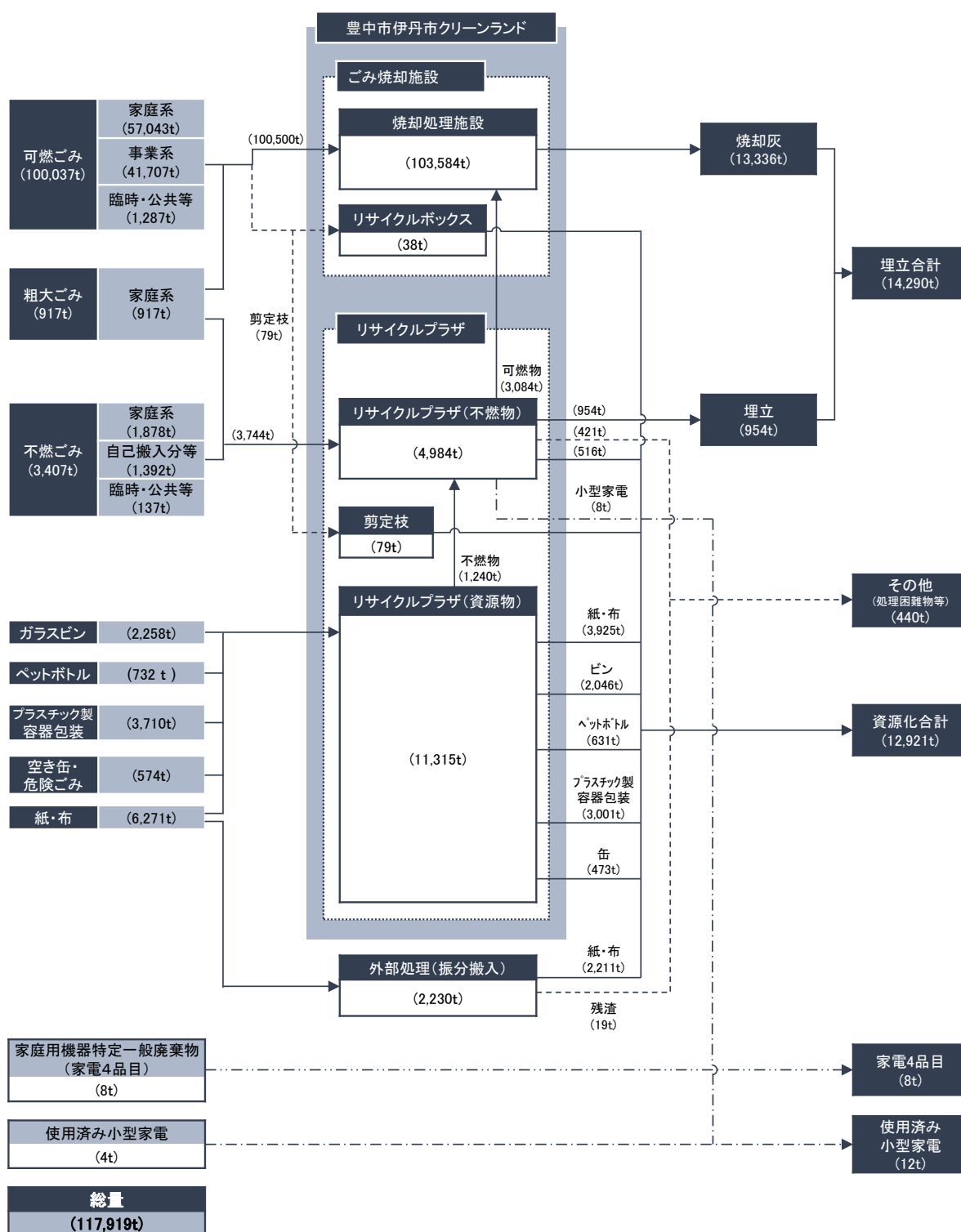
ごみの資源化及び処理については、一部事務組合の豊中市伊丹市クリーンランドに搬入し、選別・圧縮、焼却処理、破碎処理などを行っています（図2-4参照）。

豊中市伊丹市クリーンランドでは、平成24年（2012年）3月にリサイクルプラザが竣工し、平成28年（2016年）3月には新たなごみ焼却施設が竣工しています。

図 2-3 家庭系ごみの分別収集区分

<p>可燃ごみ 週2回</p>	
<p>粗大ごみ 月1回 申込み制</p>	
<p>不燃ごみ 4週間に1回</p>	
<p>空き缶・危険ごみ 2週間に1回</p>	
<p>プラスチック製 容器包装 週1回</p>	
<p>ペットボトル 4週間に1回</p>	
<p>ガラスビン 2週間に1回 専用回収容器収集</p>	 <p>※ごみ集積所に専用回収容器がない場合は不燃ごみとして排出</p>
<p>紙・布 2週間に1回</p>	
<p>使用済小型家電 拠点回収</p>	
<p>水銀使用廃製品 拠点回収</p>	

図 2-4 ごみ処理の流れ（平成 28 年度（2016 年度）実績）



注 1) 数値は平成 28 年度（2016 年度）実績。四捨五入の関係で個々の和が計と一致しない場合があります。

2) 家庭用特定機器一般廃棄物（家電 4 品目）については推計値です。

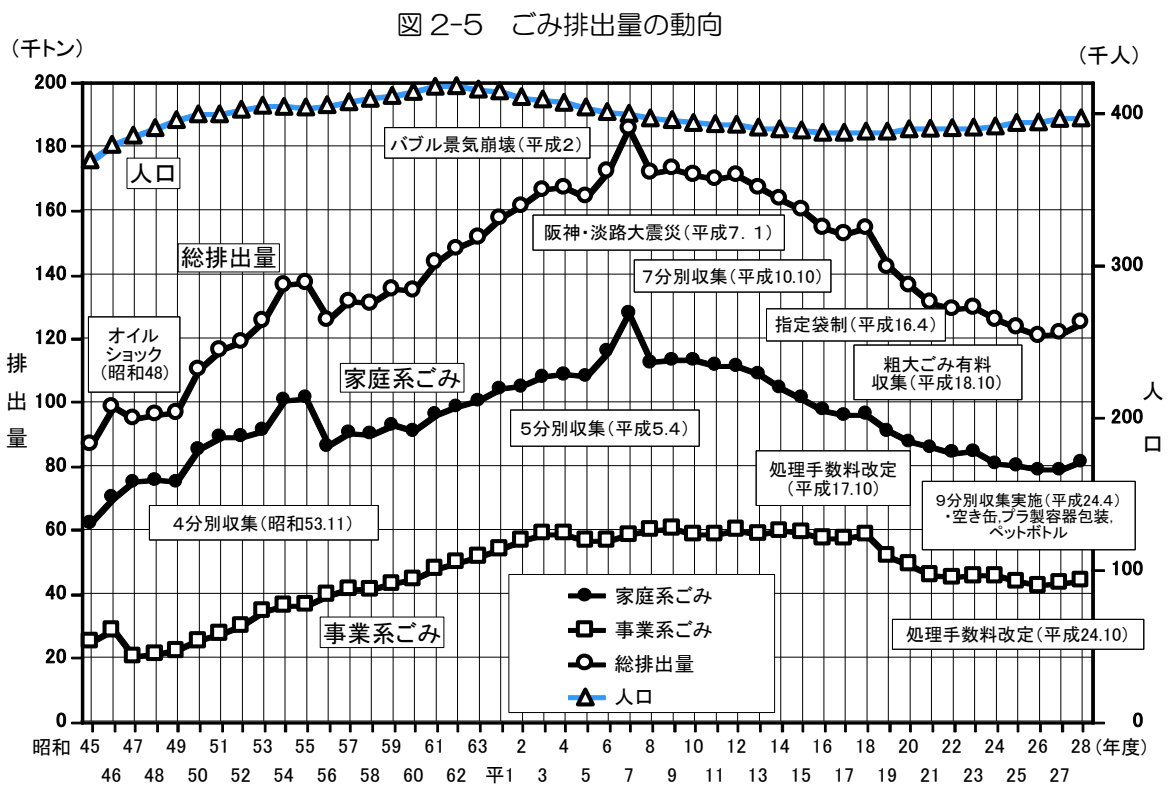
3) ガラスビン、空き缶等の再生資源には教育施設からの許可業者収集量も含まれます。

4) 不燃ごみの内訳にある自己搬入分等とは、家庭から排出される引越し等に伴う臨時ごみの不燃物を許可業者が収集したものや市民がクリーンランドに直接搬入したものです。

(2) ごみ排出量の動向

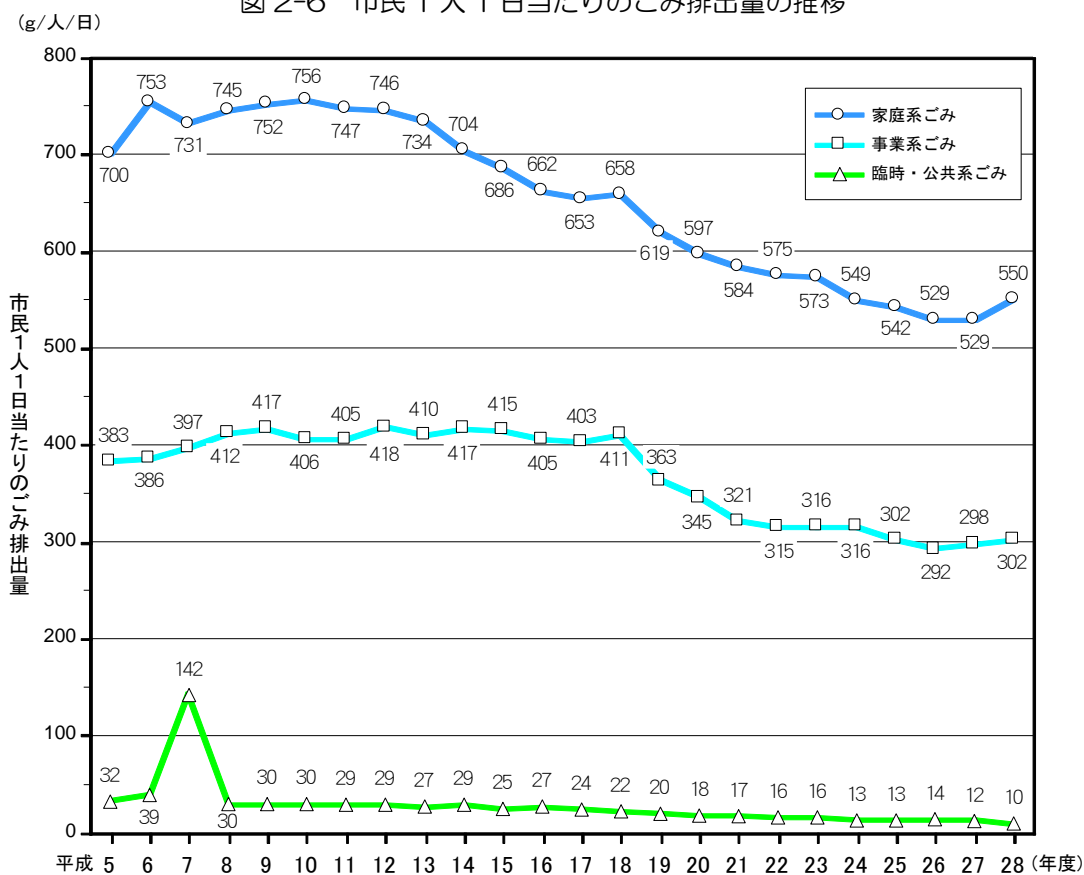
総ごみ排出量（集団回収量、庁内古紙回収量等を含む。）は、平成7年(1995年)1月の阪神・淡路大震災で発生した災害廃棄物の影響を受け増加しましたが、それ以降は分別区分の拡大、市指定ごみ袋制度の導入、粗大ごみ有料収集の実施、ごみ処理手数料の適正化などにより、平成8年度(1996年度)の約17万 t から、平成26年度(2014年度)は、約12万 t へと大幅に減少しています（図2-5参照）。しかしながら、平成27年度(2015年度)からは、微増傾向を示すようになってきました。これは、平成20年(2008年)頃から、市内の北部・中部・東部での大規模マンション等の建設に伴い、子育て世代を中心とした市内への転入者が多くなったことによって人口が増加していることなどが影響しています。

市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、平成27年度(2015年度)までは減少傾向にありましたが、平成28年度(2016年度)は「再生資源等持ち去り行為の禁止規定」の施行の影響により大幅に増加しています。事業系ごみは近年横ばい傾向を示すようになってきています（図2-6参照）。



- 注1) 臨時・公共系ごみは家庭系ごみに含めています。家庭系ごみには集団回収量、事業系ごみには庁内古紙回収量、給食残渣堆肥化量、機密文書リサイクル事業等を含めていますが、減量計画による事業所の自主的資源化量は含めていません。
- 注2) 環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないことがあります。

図 2-6 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

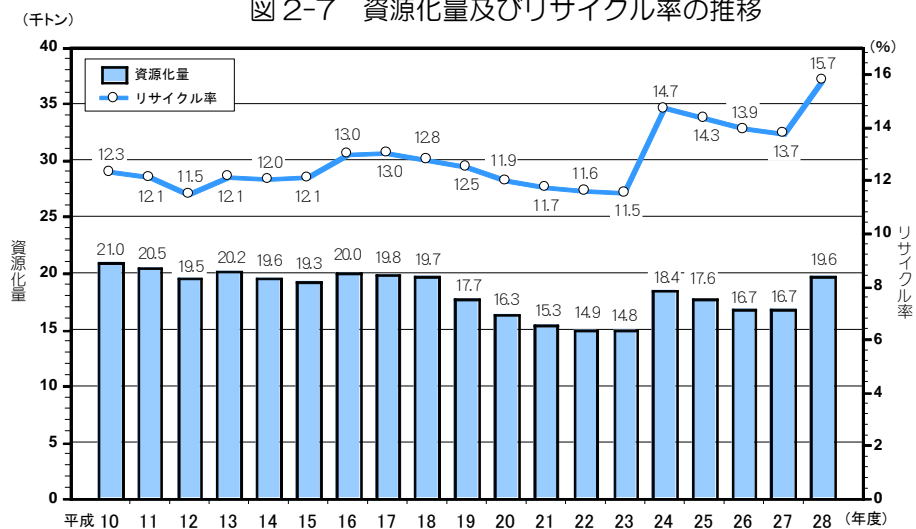


注1) 家庭系ごみには集団回収量、事業系ごみには市内古紙回収量、給食残渣堆肥化量、機密文書リサイクル事業等を含めていますが、減量計画書による事業所の自主的資源化量は含めていません。

注2) 環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないことがあります。

本市の集団回収等の公共事業を利用しない民間の自主回収量を除く資源化量は、平成16年度(2004年度)以降減少傾向に転じていましたが、平成24年(2012年)4月から実施した家庭系ごみの分別区分の拡大(空き缶、プラスチック製容器包装、ペットボトルなど)により資源化量、リサイクル率とも飛躍的に増加しました。その後は再び減少傾向に転じていましたが、平成28年度(2016年度)は「再生資源等持ち去り行為の禁止規定」の施行による効果や継続した周知活動などにより大幅に増加しました(図2-7参照)。

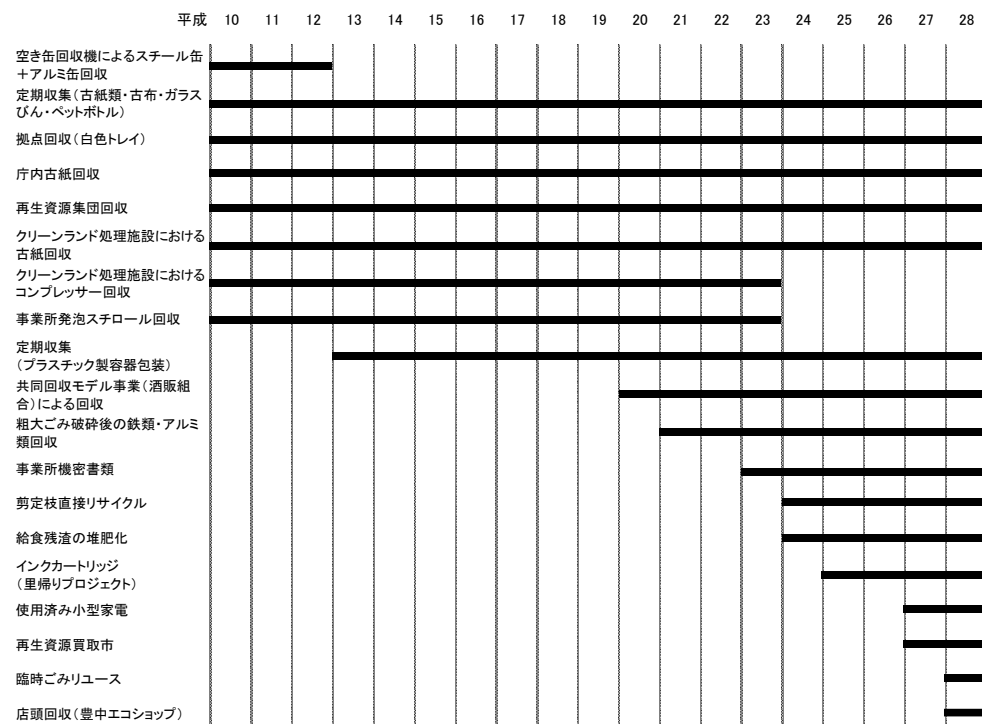
図2-7 資源化量及びリサイクル率の推移



◇リサイクル率：資源化量÷(ごみ総量+庁内古紙回収+再生資源集団回収+共同回収モデル事業(酒販組合)+事業所機密書類+剪定枝直接リサイクル+給食残渣の堆肥化+インクカートリッジ(里帰りプロジェクト)+再生資源買取市+臨時ごみリユース+店頭回収(豊中エコショップ)+空き缶回収機による回収量)

注) 環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないことがあります。

<参考>再生資源回収実施時期



(3) 循環型社会の構築に向けた取組み

廃棄物処理法が改正された平成3年度（1991年度）以降に取り組んできた循環型社会の構築に向けた取組みを以下に整理しました（表2-6、2-7、2-8参照）。

表2-6 これまでの豊中市のごみ減量等の取組み状況

平成3年度 (1991年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量・リサイクルシステムづくり懇話会の設置 ○集団回収報奨金制度の創設 ○白色トレー回収事業（2月）
平成4年度 (1992年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットボトル回収事業開始（府のモデル事業） ○生ごみ堆肥化容器設置助成事業 ○図書券プレゼント付あき缶回収事業（平成12年(2000年)4月末で廃止） ○第1次ごみ減量計画の策定
平成5年度 (1993年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行 ○5分別収集の実施（一部モデル地区にてガラスびん分別収集） ○ペットボトル回収事業開始（市の独自事業） ○廃棄物減量等推進審議会の設置 ○廃棄物減量等推進員制度の創設
平成6年度 (1994年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第1期審議会答申 「仮称リサイクルセンター基本構想について」 「事業系ごみ減量対策について」 ○事業系ごみ減量対策の担当部門設置 ○あき缶リサイクル車の導入 ○リサイクル工房の設置
平成7年度 (1995年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量セミナーの開講（平成7年度(1995年度)～平成10年度(1998年度)） ○大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置及び届け出に関する規則の施行
平成8年度 (1996年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○多量排出事業所への減量指導 ○容器包装リサイクル法に基づく第1期分別収集計画の策定 ○第2期審議会答申 「ごみ分別の基本的なあり方について」
平成9年度 (1997年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○7分別収集の実施（ガラスびん収集開始 市内全世帯の1/2で実施） （10月） ○仮称リサイクルセンター施設整備基本計画の策定
平成10年度 (1998年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○全市域でガラスびん分別収集開始（10月） ○マイバッグキャンペーンの実施
平成11年度 (1999年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装リサイクル法に基づく第2期分別収集計画の策定
平成12年度 (2000年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第3期審議会答申 「ごみ減量をさらに進めるための方策について」 ・ごみ処理手数料の見直し検討 （平成13年(2001年)10月から事業系ごみ：150円/10kgを170円/10kgへ改定） ・市推奨ごみ袋無料配布サービスの見直し検討 （平成13年度(2001年度)から1世帯100枚を50枚に改定） ○ごみ収集の一部委託（平成13年度(2001年度)で市収集の約10%委託）

表2-7 これまでの豊中市のごみ減量等の取組み状況

平成13年度 (2001年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○家電リサイクル法対象4品目の申込み・有料回収開始 ○新分別収集の実施（10月） <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ戸別申込制の導入 ・プラスチック製容器包装のモデル地区分別収集の開始（市域の世帯数の約10%を対象に実施） ○第1回ごみ減量フォーラムの開催（現在も継続）
平成14年度 (2002年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第4期審議会答申 「第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定について」 ○容器包装リサイクル法に基づく第3期分別収集計画の策定 ○第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定 ○第2次豊中市ごみ減量計画ーとよなか・へらそーや33プランーの策定 ○生ごみ・剪定枝堆肥化事業の開始（緑と食品のリサイクルプラザの設置）
平成15年度 (2003年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○2市2町合同マイバッグキャンペーンの実施（平成18年度まで実施）
平成16年度 (2004年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○プラスチック製容器包装のモデル地区分別回収の拡大（市域の世帯数の約10%から約27%に拡大） ○家庭系ごみの市指定ごみ袋制の導入 ○ごみ収集委託地区の拡大（市域の世帯数の約20%に拡大）
平成17年度 (2005年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第5期審議会答申 「粗大ごみの適正な費用負担の導入に関する計画について」 ○リサイクル交流センターの開館 ○事業系ごみの市指定ごみ袋制の導入（市収集事業所のみ）（10月） ○ごみ処理手数料の改定（10月） ○容器包装リサイクル法に基づく第4期分別収集計画の策定
平成18年度 (2006年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第5期審議会答申 「第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量計画の改定について」 ○粗大ごみ有料化の実施（10月） 〔処理手数料〕品目毎に300円、600円、1,200円、1,800円の4区分 ○ごみ処理手数料の改定（10月）
平成19年度 (2007年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ収集委託地区の拡大（市域の世帯数の約30%に拡大） ○容器包装リサイクル法に基づく第5期分別収集計画の策定 ○ひと声ふれあい収集の開始（7月） ○事業系再生資源集団回収実験事業の実施（3月） ○第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量計画の改定 「発生予測量、減量目標について見直し」
平成20年度 (2008年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第6期審議会答申 「今後のごみ分別収集の基本的な考え方について」 ○豊中市におけるマイバッグの持参促進及びレジ袋の削減に関する協定締結（2月）
平成22年度 (2010年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第7期審議会答申 「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画策定について」 ○第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定

表2-8 これまでの豊中市のごみ減量等の取組み状況

平成23年度 (2011年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業系ごみの市指定ごみ袋制の廃止（4月） ○ごみ処理手数料の改定（10月） ○第3次豊中市ごみ減量計画の策定
平成24年度 (2012年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○9分別収集の実施（空き缶、プラスチック製容器包装、ペットボトル） ○ごみ収集委託地区の拡大（40%） ○中核市移行による産業廃棄物に関する事務譲渡 ○リサイクル交流センターの閉館（環境交流センターとして閉館） ○リサイクルプラザ（豊中伊丹スリーR・センター）の竣工
平成25年度 (2013年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○豊中市エコショップ制度の運用開始 ○北摂地域共通マイバッグキャンペーンの開始（現在も継続）
平成26年度 (2014年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○粗大ごみインターネット受付の開始 ○ごみ収集業務ごみ種別委託の一部実施
平成27年度 (2015年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第9期審議会答申 「再生資源等の持ち去り行為に対する条例による規制等その対応について」 ○「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の一部改正（9月29日公布） ○市域全小学校での環境学習の実施 ○事業系ごみ減量マニュアルの発行（7月） ○使用済小型家電の拠点回収の試行実施（実証事業）（1月） ○「豊中市におけるマイバッグの持参促進及びレジ袋削減に関する協定」の締結（2月） ○新ごみ焼却施設の竣工（3月）
平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○再生資源等の持ち去り防止対策の実施 ○使用済小型家電の拠点回収の開始
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第10期審議会答申 「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画策定について」 ○ごみ収集業務ごみ種別委託の完全実施 ○水銀使用廃製品の拠点回収開始（7月）

(4) ごみ質の現状

1) 家庭系ごみ

買い物時のマイバッグの持参(約 8.3g/人/日)や無駄の少ない食生活の実施(約 23.2 g/人/日)などの発生抑制・再使用行動により、新たに約 31.5g/人/日のごみ減量が可能です(表 2-9 参照)。また、平成 24 年(2012 年)の可燃ごみに含まれる手つかずのまま廃棄される食品の割合は 4.6%となっています(図 2-8 参照)。

表2-9 発生抑制等により新たにごみ減量が可能な割合・量

発生抑制行動等	ごみ組成中の品物	ごみ中の組成 (注1)	定期収集ごみ量 (注2)
		%	g/人/日 (t/年)
買い物袋の持参	手提げレジ袋	1.7	8.3 (1,196)
無駄の少ない食生活	手を付けていない食品	4.6	23.2 (3,355)
合計		6.3	31.5 (4,549)

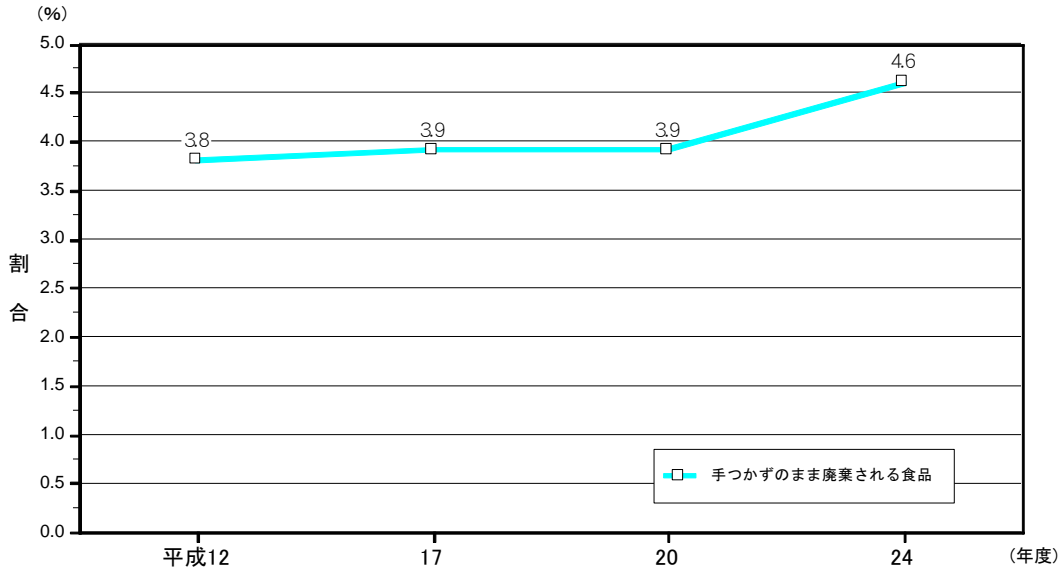
注1) 平成24年度(2012年度)調査結果より。比率により算出。

2) 平成28年度(2016年度)に含まれている量(粗大ごみを除く)。

3) 四捨五入の関係で個々の和が計と一致しない場合があります。

(出典：平成 24 年豊中市家庭ごみ排出実態調査業務報告書(平成 25 年(2013 年)3 月))

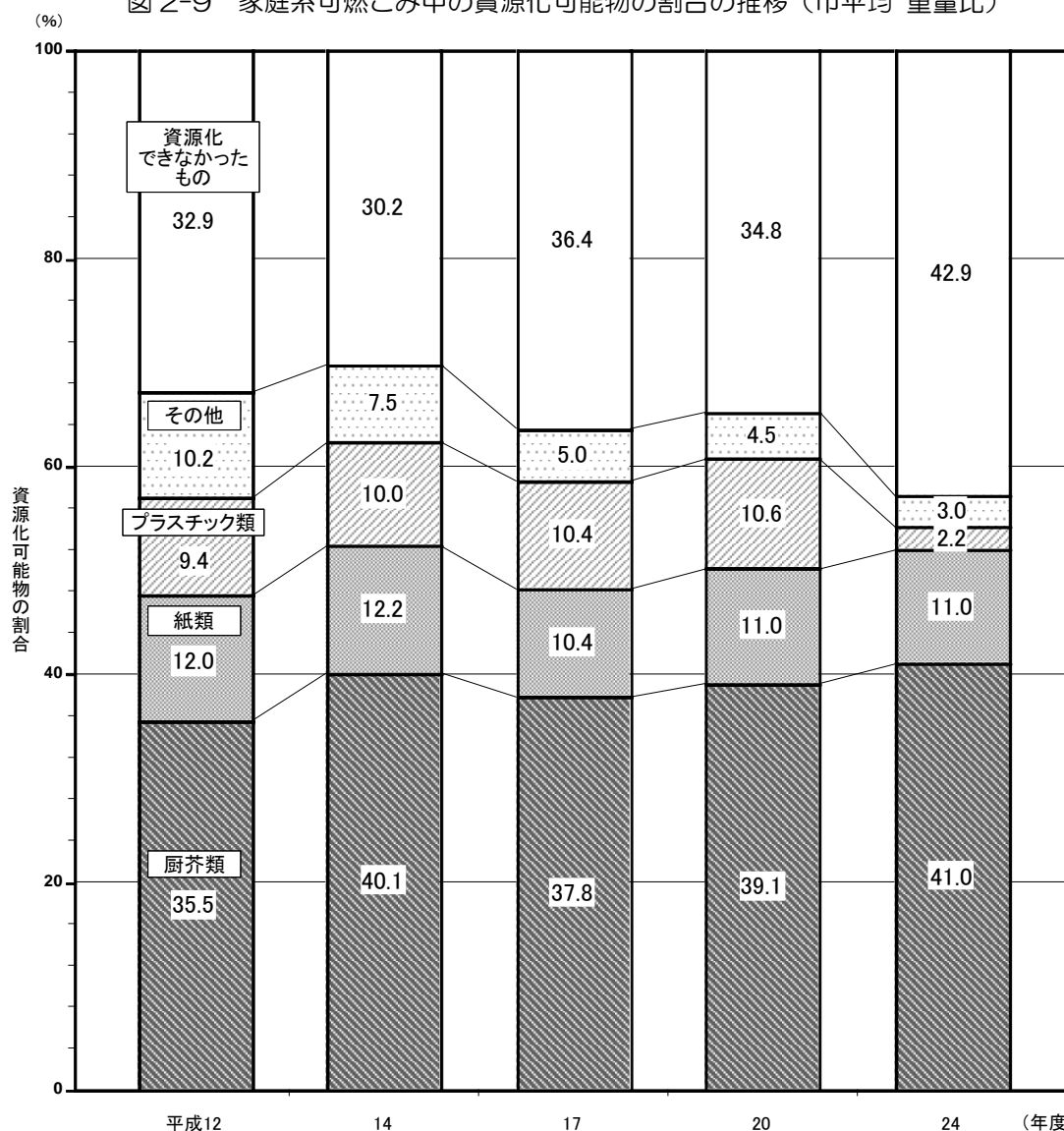
図 2-8 家庭系可燃ごみ中の手つかずのまま廃棄される食品の割合(市平均 重量比)



(出典：「平成 24 年豊中市家庭ごみ排出実態調査業務報告書」(平成 25 年(2013 年)3 月))

家庭から排出されている可燃ごみのうち、資源化可能物の割合(紙類・プラスチック類・繊維類・剪定枝)は約 15%、堆肥化の対象となる厨芥類は約 41%です。(図 2-9 参照)。

図 2-9 家庭系可燃ごみ中の資源化可能物の割合の推移（市平均 重量比）



		平成12年度 2000年度 資源収集を除く 4分別収集区分合計	平成14年度 2002年度 焼却・破砕処理 されているごみ	平成17年度 2005年度 焼却・破砕処理 されているごみ	平成20年度 2008年度 焼却・破砕処理 されているごみ	平成24年度 2012年度 焼却・破砕処理 されているごみ	
厨芥類		35.5	40.1	37.8	39.1	41.0	
資源化 可能物	紙類	12.0	12.2	10.4	11.0	11.0	
	プラスチック類	9.4	10.0	10.4	10.6	2.2	
	その他	びん類	2.8	3.3	1.7	1.3	0.6
		金属類（缶含む）	2.1	2.6	1.7	1.8	0.6
		繊維類（衣服系のみ）	1.3	0.9	0.6	0.7	1.0
		剪定枝	3.9	0.7	1.1	0.7	0.9
計	10.2	7.5	5.0	4.5	3.0		
計	31.6	29.6	25.7	26.0	16.2		
資源化できなかった物		32.9	30.2	36.4	34.8	42.9	
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

注) 端数処理のため合計は100%とならない場合があります。

(出典：平成 24 年豊中市家庭ごみ排出実態調査業務報告書（平成 25 年（2013 年）3 月）)

2) 事業系ごみ

食品スーパー等の売れ残り食品を減らすための販売管理の徹底等の取組みによる発生抑制（約 7,728t/年）や搬入物調査の拡充による不適正排出に対する是正等（約 922t/年）により、新たに約 8,650t/年のごみ減量が可能です（表 2-10 参照）。

表 2-10 発生抑制等により新たにごみ減量が可能な割合・量

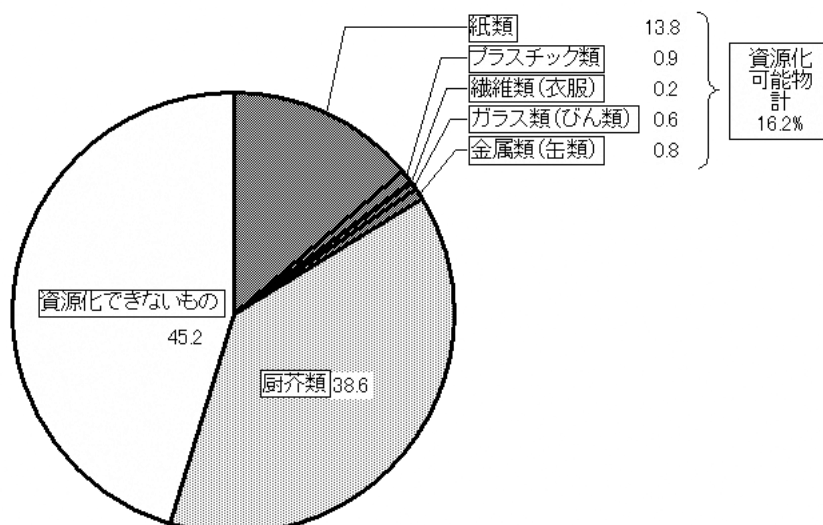
	発生抑制等	ごみ組成中の品物	ごみ中の組成*1 (*1 平成26年度 (2014年度) 調査)	事業系ごみ量*2 (平成28年度(2016年 度))に含まれている量	
			%	g/人/日	(t/年)
可能物	発生抑制	輸送用梱包紙材(段ボール)	5.9	17.7	(2,552)
		輸送用梱包紙材(トロ箱)	0.1	0.3	(39)
		ペーパーレス化(コピー紙)	0.7	2.2	(315)
		販売管理の徹底(売れ残り食品)	11.2	33.4	(4,823)
		小計	17.9	53.6	(7,728)
	不適正排出に 対する是正等	印刷残紙	0.0	0.0	(0)
		プラスチックくず	0.3	0.8	(121)
		繊維くず	1.5	4.6	(664)
		ガラスくず	0.0	0.0	(0)
		金属くず	0.2	0.6	(91)
		食品加工くず ※食品製造業のみ	0.0	0.0	(0)
		その他(可燃系その他)	0.0	0.1	(9)
		その他(不燃系その他)	0.1	0.3	(39)
		小計	2.1	6.4	(922)
発生抑制等可能物合計			20.1	60.0	(8,650)

注) 四捨五入の関係で個々の和が計と一致しない場合があります。

(出典：平成26年豊中市事業系ごみ排出実態調査業務報告書(平成27年(2015年)3月))

事業系ごみに含まれる資源化可能物の割合(重量比)は古紙を中心に約16%です。堆肥化・バイオマス化の対象となる厨芥類は約39%含まれています(図2-10参照)。

図2-10 事業系ごみ中の資源化可能物の割合(全業種平均 重量比)



注) 四捨五入の関係で個々の和が計と一致しない場合があります。

(出典：平成26年豊中市事業系ごみ排出実態調査業務報告書(平成27年(2015年)3月))

(5) ごみ収集・処理の現状

1) ごみ収集体制

家庭系ごみの収集は、平成 12 年度(2000 年度)から一部民間委託を導入しました。その後、順次委託収集区域を拡大し、平成 19 年度(2007 年度)に市域全世帯数の約 30%で委託、平成 24 年度(2012 年度)には市域全世帯数の約 10%を新たに委託収集地区に加えました。

平成 26 年度(2014 年度)からは公・民の最適な役割分担の観点から、効率的かつ効果的なごみ収集運搬体制の構築と災害時等における市民生活の安全・安心及びセーフティネットの確保を図ることを目的として、全市域をごみ種別に公・民が分担(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集を民間委託収集業者、それ以外は本市(直営)で回収)して収集運搬を行う方式に順次移行し、平成 29 年度(2017 年度)からは同方式に完全移行しました(表 2-11 参照)。

一方で、事業系ごみの収集については、事業系一般廃棄物の許可業者に委託するか、事業者が直接豊中市伊丹市クリーンランドに自己搬入を行っています。

表 2-11 家庭系ごみの種別ごとの収集の分担

収集担当(全市域)	豊中市(直営)	民間委託収集業者
ごみ種	空 き 缶 ・ 危 険 ご み	可 燃 ご み
	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	粗 大 ご み
	ペ ッ ト ボ ト ル	不 燃 ご み
	ガ ラ ス ビ ン	
	紙 ・ 布	

※臨時ごみは豊中市で収集します。

2) 焼却処理・破砕処理施設

本市と伊丹市の両市域において排出された家庭系のごみや事業系の一般廃棄物を受け入れ、中間処理を行うために設立した一部事務組合の豊中市伊丹市クリーンランドで、焼却処理・破砕処理等を行っています（表 2-12、図 2-11、図 2-12 参照）。

表 2-12 豊中市伊丹市クリーンランドの施設概要

リサイクルプラザ		ごみ焼却施設	
所在地	大阪府豊中市原田西町 2 番 1 号	所在地	大阪府豊中市原田西町 2 番 1 号
建築面積	5,126.06 平方メートル	建築面積	13,540.40 平方メートル
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、 鉄筋コンクリート造、鉄骨造
延べ面積	11,031.46 平方メートル	延べ面積	36,411.21 平方メートル
建築高さ	24.186 メートル	建築高さ	43.7 メートル（煙突高さ 45 メートル）
着工年月日	平成 21 年（2009 年）5 月 14 日	着工年月日	平成 23 年（2011 年）11 月 18 日
竣工年月日	平成 24 年（2012 年）3 月 31 日	竣工年月日	平成 28 年（2016 年）3 月 15 日
処理能力	134t/5 時間	処理能力	175t/日×3 炉 合計 525t/日
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル、 ビン類、プラスチック製容器包装、缶 類、古紙・古布	処理対象物	可燃ごみ
			

（出典：豊中市伊丹市クリーンランドホームページ）

図 2-11 豊中市伊丹市クリーンランド施設配置図

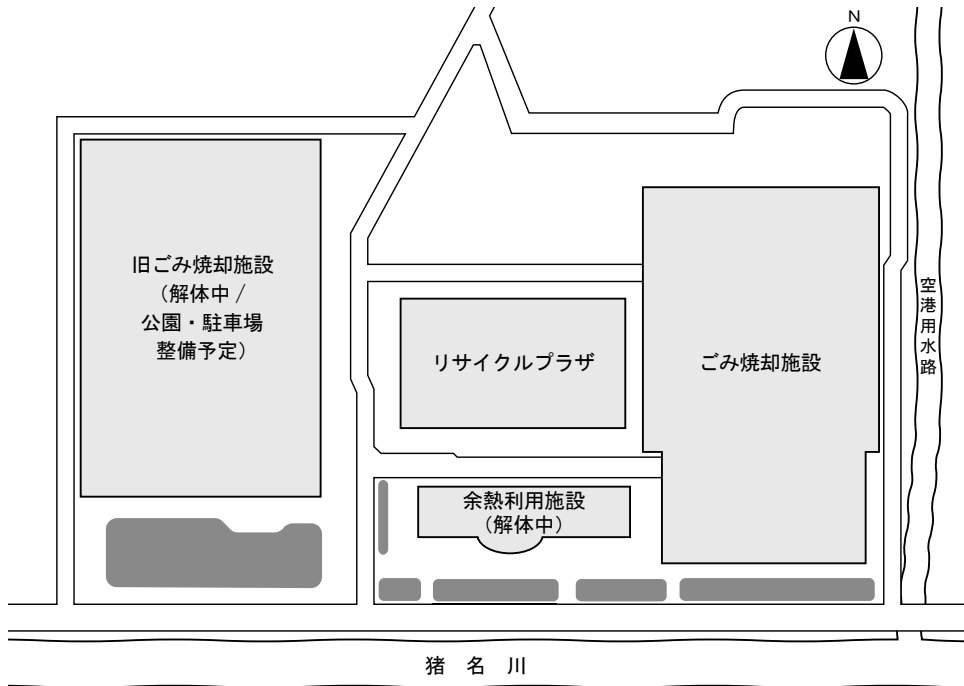
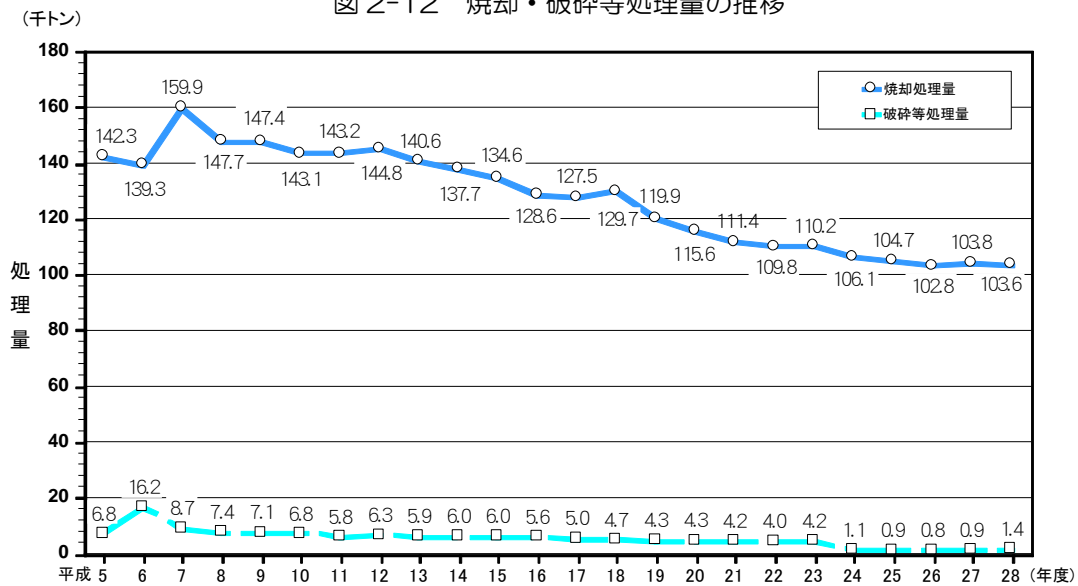


図 2-12 焼却・破碎等処理量の推移



注) 破碎等処理量は、焼却処理量、資源化量以外のごみを指し、その他処理困難物等やメーカー指定引取場所等の量を含めています。

豊中市伊丹市クリーンランドでは、平成 24 年度（2012 年度）にリサイクルプラザ、平成 28 年度（2016 年度）に新たなごみ焼却施設の供用を開始しました。平成 29 年度（2017 年度）に旧ごみ焼却施設は解体し、平成 30 年度（2018 年度）からその跡地に公園及び駐車場を整備する予定です。

3) 最終処分場

豊中市伊丹市クリーンランドから発生する焼却後の焼却残渣及びリサイクルプラザ処理残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場に搬入し最終処分しています。

大阪湾広域臨海環境整備センターにおける現行基本計画では、埋立処分場の残余埋立期間は平成 39 年度（2027 年度）となっており、市域のほぼ全域が市街化されている本市において最終処分場の安定的な確保は重要な課題であります。

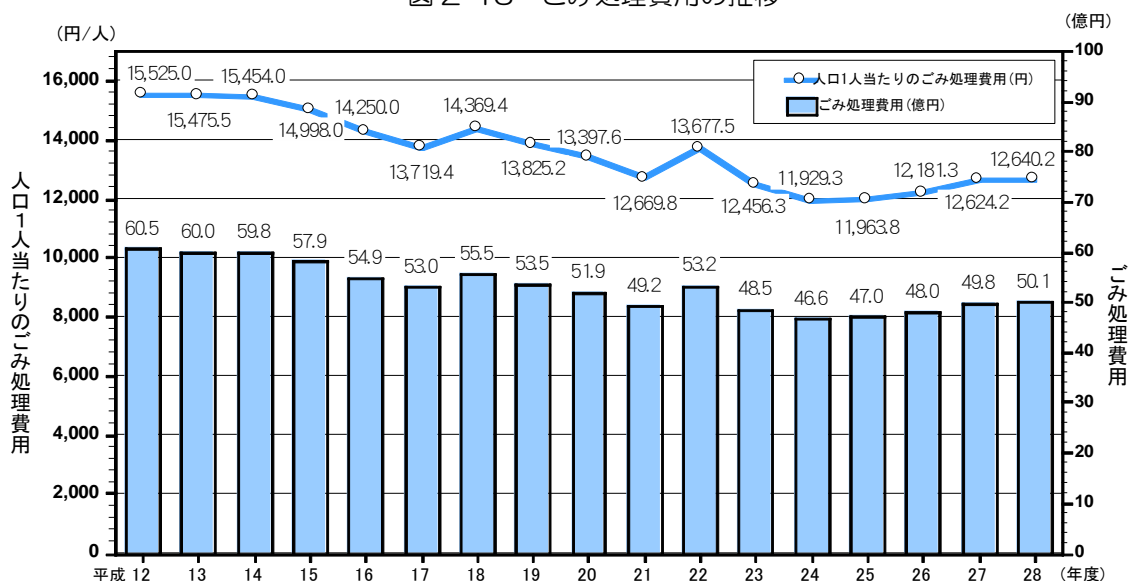
同センターでは、現在、フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業を進めており、現在の最終処分場の供用が終了する平成 40 年度（2028 年度）を目処に新たに最終処分場が供用を開始する予定になっていますが、埋立処分場をできる限り長期間に渡って利用できるよう、ごみの減量に努める必要があります。

(6) ごみ処理費用の現状

ごみ処理にかかる費用（し尿処理費用を含む。）は、平成 28 年度（2016 年度）決算で約 50 億円であり、一般会計の約 4%を占め、1 人当たりのごみ処理費用は、約 12,640 円になっています。このままごみ排出量に変化しないと仮定すれば、今後、埋立処分費用の増額も見込まれることから、さらにコスト増となります。今後も、事業や施策の評価を行い、その効果や効率性を十分に検討し、ごみ減量・処理に取り組む必要があります（図 2-13 参照）。

埋立処分等に係る経費を減らすことは引き続き必要ですが、その課題を「出てしまったごみをリサイクルする」ことで解決するのではなく、「ごみとなるものを作らないリデュース（発生抑制）」や「繰り返し使うリユース（再使用）」によって「ごみを出さない」ことで解決するといった持続可能な循環型社会の構築をめざしていく必要があります。

図 2-13 ごみ処理費用の推移



第3節 減量目標の達成状況と計画策定にあたっての課題

(1) 減量目標の達成状況

「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」は平成32年度（2020年度）までに、豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却・破砕等されるごみを約92,440tとすることを減量目標としています。そのうえで、個別の数値目標として、家庭系ごみは市民1人1日当たりの排出量を平成21年度（2009年度）より17g削減すること、事業系ごみは平成21年度（2009年度）より約7千t削減し、約38,700tとすること、資源化量を平成21年度（2009年度）より約5千t増加させ、約20,400tとすることを掲げております。

減量目標の達成状況は、平成28年度（2016年度）時点で、焼却・破砕等されるごみを平成21年度（2009年度）より9.2%削減の約104,978tであり計画通り進捗しています。

個別の数値目標の達成状況について、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成28年度（2016年度）時点で約550gで、目標である約567gを既に達成しています。また、事業系ごみの量は、平成28年度（2016年度）時点で約43,698tで、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の平成28年度時点の目標（参考）よりも約1,800t多くなっています。資源化量は、平成28年度（2016年度）時点で約19,609tで、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の平成28年度（2016年度）時点の目標（参考）よりも約2,100t多くなっています。

全体として、減量目標を達成しつつも、個別の数値目標は、未達成のものがある状況です（表2-13参照）。

表 2-13 平成 28 年度（2016 年度）における減量目標と実績

内容	平成21年度 (2009年度)	平成28年度 (2016年度)		平成32年度 (2020年度)
	基準年度	実績	第3次計画 目標(参考)	第3次計画 最終目標年度
減量目標				
焼却・破砕等されるごみ				
平成21年度よりごみ量を20%削減	115,564 t	104,978 t (9.2%削減)	102,990 t (10.9%削減)	92,440 t (20.0%削減)
個別の数値目標				
家庭系ごみ				
市民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量を 平成21年度より17g削減	584g	550g (34g削減)	581g (3g削減)	567g (17g削減)
(参考)家庭系ごみの量	82,829 t	79,437 t	76,368 t	71,845 t
事業系ごみ				
事業系ごみの量を 平成21年度より約7千トン削減	45,619 t	43,698 t (1,921 t削減)	41,877 t (3,742 t削減)	38,700 t (6,919 t削減)
資源化量				
資源化量を平成21年度より 約5千トン増加	15,317 t	19,609 t (4,292 t増加)	17,517 t (2,200 t増加)	20,400 t (5,083 t増加)
人口 *第3次計画時の想定人口	388,963人	396,014人	363,582人*	347,130人*

(2) 計画策定にあたっての課題

「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の減量目標において、平成28年度(2016年度)では、おおむね達成できているとはいえ、本市の人口は、大規模集合住宅の建替え等により増加傾向にあり、少子高齢化や世帯人数の減少は進行し続けています。また、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」策定時の想定とは大きな乖離がある状況で、当面の間、人口は微増傾向が続く可能性があります。現在は、市民一人ひとりの努力により焼却処理量の増加は抑えられていますが、このままでは、今後、焼却処理量は増加することが予想されます。以上のことから「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の策定にあたっての課題を以下のとおり整理しました。

- 1) ごみ焼却施設で余力を持って処理できる量を上回るごみの搬入
- 2) 少子化・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容
- 3) 発生抑制・再使用を推進するための、市民・事業者・行政の三者による協働の促進
- 4) 家庭系・事業系ごみの減量の推進（食品ごみ・紙ごみ等）
- 5) リサイクルと適正処理に対応した分別収集体制の拡充
- 6) 安定した中間処理施設等の運用

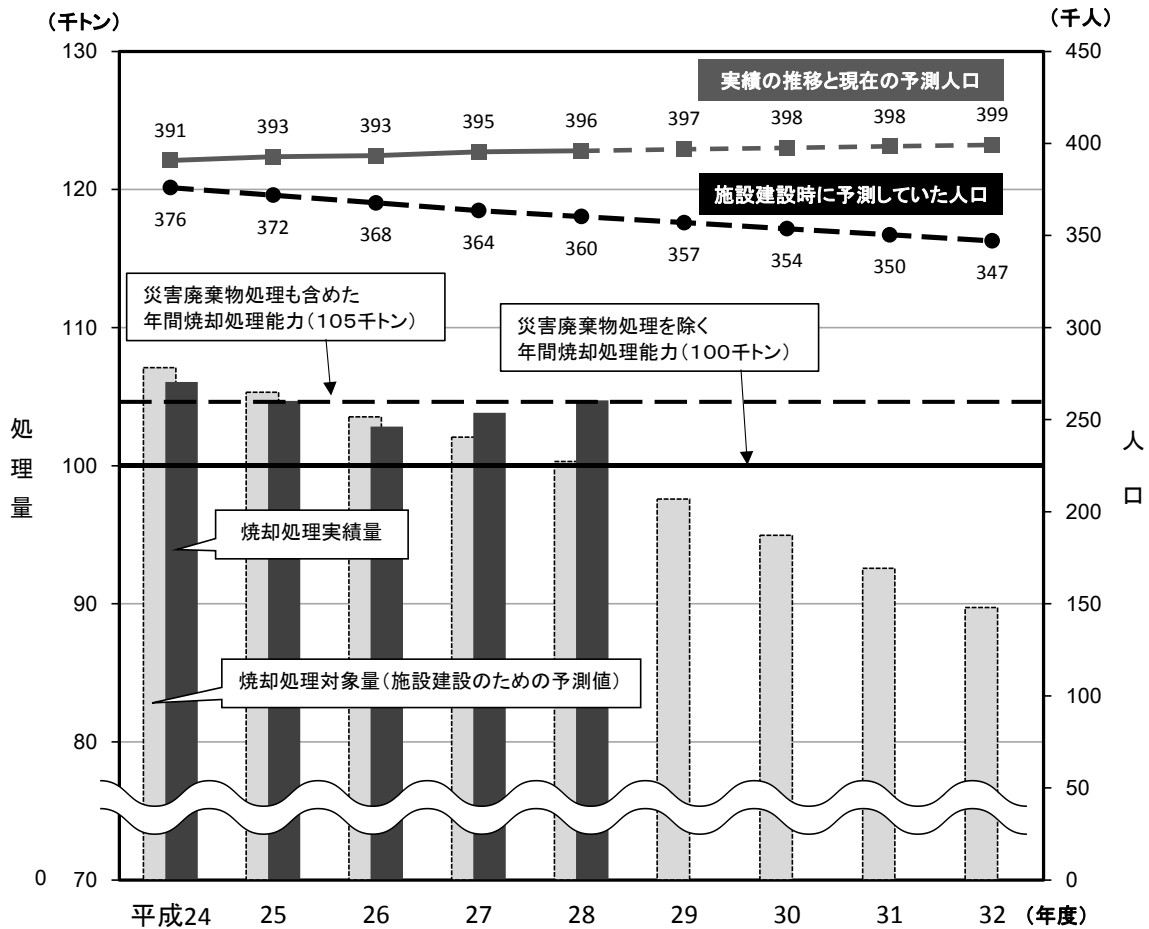
1) ごみ焼却施設で余力を持って処理できる量を上回るごみの搬入

現在、豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却施設に搬入されている量は、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」策定時の計画量（約100千t/年）を上回るごみが搬入されており、余力を持って処理することが困難な状況となっています（図2-14参照）。市民一人ひとりの努力により焼却処理量の増加は抑えられていますが、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」策定時に想定した人口よりも平成28年度（2016年度）時点において約3万6千人増えており、今後も微増傾向が続く可能性があることから焼却処理量を減少させるための取組みが必要です。

また、本市のごみの最終処分先である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場については、今後も安定的な最終処分場を確保するため、延命化を図る必要があります。

このため、将来にわたって安定的な施設稼働をめざすためには、ごみ減量を推進し、ごみ焼却施設で余力を持って処理できる量である約100千t/年以下に焼却処理量を削減することが必要であり、このことが喫緊の課題となっています。

図 2-14 施設建設に伴う焼却処理量の予想と処理能力の関係



2) 少子化・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容

- 世帯数は、核家族化や単身者の流入等により、増加傾向にあるものの、人口は横ばい傾向であり、さらに、高齢社会から超高齢社会へと進行しています。この結果、平均世帯人員は低下の一途をたどっています。
- 高齢化や平均世帯人員の低下など、世帯構成人員や、ライフスタイルの変化により、新たに地域団体において活動する市民が減り、これまでと同様の仕組みでは、地域での再生資源集団回収等の実施が困難になることも危惧されます。
- 再生資源集団回収に加え、ごみ集積所の維持管理やごみ出し支援等、地域コミュニティの変容を踏まえた仕組みづくりが必要です。
- 従来からの自治会や集合住宅の管理組合等を軸とした手法と併せて、新たな手法やルール浸透の仕組みづくりを検討し、市民へのごみ排出ルールの浸透と地域のごみ減量の取組みの活性化を行うことが必要です。
- 地域コミュニティと行政が協働してごみ減量の機運を高めていくために、廃棄物減量等推進員との連携強化や世代間の交流によるごみ減量普及啓発の実施が必要です。

3) 発生抑制・再使用を推進するための市民・事業者・行政の三者による協働の促進

- 大量生産・大量消費社会から環境負荷の小さい循環型社会に転換していくためには、市民・事業者はライフスタイルやビジネススタイルを再考していく必要があります。
- 環境やごみに対する市民、事業者の関心は高まっていますが、特に2R（発生抑制・再使用）の実践行動が市民生活や事業活動に浸透することが望ましいと考えます。2Rを浸透させていくためには、市民の理解と協力を得るとともに、ライフスタイルに取り入れることができるようなサービスを事業者が導入することも必要となります。例えば、市民は、商品などを購入する際に過剰包装を断る、事業者は、再使用製品等2R型の製品の販売等を促進するなどが挙げられます。

そのため、これまで継続してきた北摂地域での広域連携による取組みの推進や環境配慮型販売システムの充実が必要です。

4) 家庭系・事業系ごみの減量の推進（食品ごみ・紙ごみ等）

可燃ごみの中には、食品ごみや紙ごみ等が半分以上含まれており、これらを資源化することにより焼却処理するごみを大きく削減することが可能です。このため、家庭だけではなく事業者を含めた地域の3R行動の活性化を図る必要があります。

① 【家庭系ごみの減量の推進】

- ・冷蔵庫に入れたまま期限切れとなっている食品や調理の際に作りすぎて廃棄される食べ残しを削減することは重要な課題です。
- ・食べ物を大切に作る活動として、フードドライブの実践や仕組みづくりとともに、食品ロスの削減に係る周知が必要です。
- ・世帯構成人員や、ライフスタイルの変化及び高齢化などに対応し、雑がみを含めた紙類等の再生資源回収量の増加に向けて、多様な再生資源回収システムを構築する必要があります。
- ・大規模集合住宅が増加する中、再生資源回収のさらなる活性化を図ることが必要です。

② 【事業系ごみの減量の推進】

- ・食品ごみの減量を促進するため、豊中エコショップ制度等も活用し、飲食店等での食べ残しを削減する取組みが必要です。
- ・豊中市伊丹市クリーンランドと連携した搬入物調査を充実し、その調査結果を活用した事業者のごみ減量・適正排出に関わる支援や誘導等を行う必要があります。
- ・小規模事業所では、一つの事業所から排出される古紙等は微量で、また、1か月以上も保管してから再生資源回収業者に引き渡すなど、手間や負担が大きく、取組みが遅れています。このため、小規模事業所の取組み推進に向けた行政の支援（事業系ごみ減量マニュアルの配布、ごみ減量によりごみ処理費用が軽減される仕組み等の情報提供など）や事業者同士が連携した取組みが必要です。
- ・事業系一般廃棄物減量計画書の提出制度を活用した事業系ごみ減量の推進も重要です。

5) リサイクルと適正処理に対応した分別収集体制の拡充

- 市民がごみや再生資源を出し間違えるのは、「情報が伝わりにくい」など等が原因の一つと考えられます。このため、出し方が分かりにくいプラスチック製容器包装等の分別排出の協力を得るため、様々な年齢層やライフスタイルに応じて多様な手段でごみに関する情報を市民等に伝え、理解を深めていく必要があります。また、入れ替わりの激しい集合住宅等の居住者へ効果的な情報伝達を行っていく必要があります。
- 社会状況の変化に相応して発生する新しい廃棄物問題に対応するため、引き続き情報収集を行い、効率的かつ効果的な分別収集等に対応する必要があります。
- ごみ収集・処理従事者の安全を確保するため、市民や事業者に対し在宅医療廃棄物や危険物などの排出ルールを浸透させる必要があります。

6) 安定した中間処理施設等の運用

- 本市、伊丹市及び豊中市伊丹市クリーンランドの三者が連携し、余力を持った施設の運用と維持管理を行う必要があります。
- 平成40年度（2028年度）以降の大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場の整備については、同センターにより新たに設置事業が進められていますが、現在の埋立処分場をできる限り長期間に渡って利用できるよう、ごみの減量に努める必要があります。
- 豊中市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生する災害廃棄物や避難所ごみ等の処理を円滑に行うための対応力の向上が必要です。

第1節 基本理念

協働で取り組む循環型社会の構築

豊中市では、平成19年(2007年)4月1日に、自治の基本となる理念や原則を定めた「豊中市自治基本条例」を施行しました。この条例の第2条に定めた自治の基本原則では、「自治は、次に掲げる基本原則に即して推進されなければならない」とし、

- (1) 情報共有の原則 市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市民及び事業者の参画の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと。

以上の3つの基本原則を掲げています。

また、同条で「地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取組みを担うとともに、行政がその取組みに必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。」と定めています。

これまで本市は、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」に基づき「市民の3R行動」を推進し取り組んできました。こうした中、社会の廃棄物処理・リサイクルを取巻く状況は大きく変化しており、大量生産・大量消費・大量リサイクルによる、最終処分量の削減といった、廃棄物の「量」に着目した施策から、市民や事業者が自らライフスタイルやビジネススタイルの再考、廃棄物から有用資源を回収し、高度な物質循環を確保することによる天然資源の消費の抑制といった「質」に着目した、循環型社会への転換が求められています。

とりわけ、発生抑制・再使用の取組みについて、市民・事業者・行政は廃棄物の減量に対し、相互理解を深め、これまで培ってきた協働とパートナーシップの枠組みをより一層推進し、参加・参画する取組みを展開する必要があります。

そこで、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念を「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念である「協働とパートナーシップに基づき「もったいない」のこころでつくる循環型社会」を発展させ、協働して環境に配慮したまちづくりに取り組むべく、「協働で取り組む循環型社会の構築」としました。

第2節 基本方針と基本施策

新たな計画策定の基本方針と基本施策は以下のとおりです。

(1) 基本方針

循環型社会の構築に向けた取組みを進めます

廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクル（再生利用）をより一層推進していくため、市民・事業者・行政による協働の取組みを積極的に進めます。

特にリサイクルより優先順位の高い発生抑制・再使用の推進としては、手つかずのまま廃棄される食品の削減や子ども服等のリユースを推進します。

質の高いリサイクル（再生利用）の推進として、国・府の動向に注視するとともに、使用済小型家電や水銀使用廃製品等の回収等、これまでも行ってきた時代の要請に応じた分別収集を今後も推進します。

不法投棄の防止と美しいまちづくりのため、ごみを捨てさせない環境づくりを市民・事業者と協働で推進します。

将来発生することが予想される大規模な地震や風水害等から発生する廃棄物を周辺の地方公共団体や民間事業者等と連携の強化を図るとともに、適切に処理ができる体制づくりを進めます。

(2) 基本施策

循環型社会の構築に向けて、4つの基本施策を定めました。

1.廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクル（再生利用）の推進

2.廃棄物の適正処理の推進

3.美しいまちづくりの推進

4.災害廃棄物の適正処理

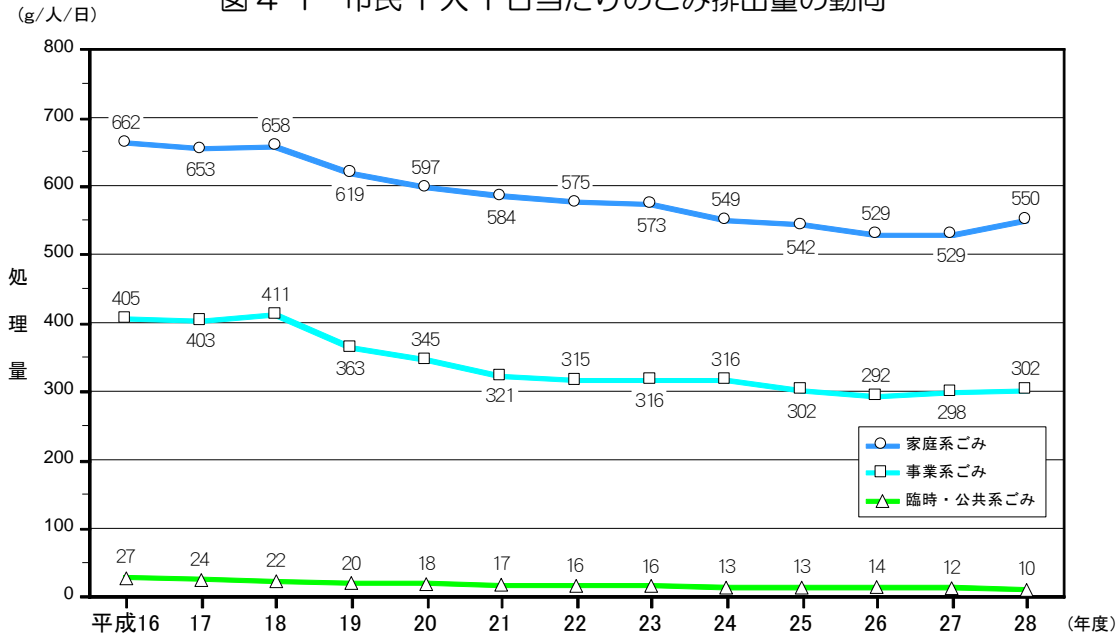
第1節 ごみ発生量の予測

「第4次豊中市総合計画」による平成39年（2027年）の将来人口予測は約39万5千人であり、平成27年（2015年）の人口（約39万5千人 国勢調査）とほぼ同様となっています。また、ここ10年間の人口予測では平成32年（2020年）に約39万8千人でピークをむかえると予測されています。「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の将来人口予測は、上位計画である「第4次豊中市総合計画」と合わせています。

市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、家庭系ごみ市指定ごみ袋制の導入、ごみ処理手数料の改定、粗大ごみ有料収集の実施などの取組みにより、平成27年度（2015年度）までは減少傾向にありました（図4-1参照）。家庭系ごみは、平成28年度（2016年度）の「再生資源等持ち去り行為の禁止規定」施行の影響により大幅に増加していますが、これは再生資源等の増加によるものであり、焼却処理量はほぼ横ばいです（26ページ、図2-12参照）。事業系ごみは近年横ばい傾向を示しています。

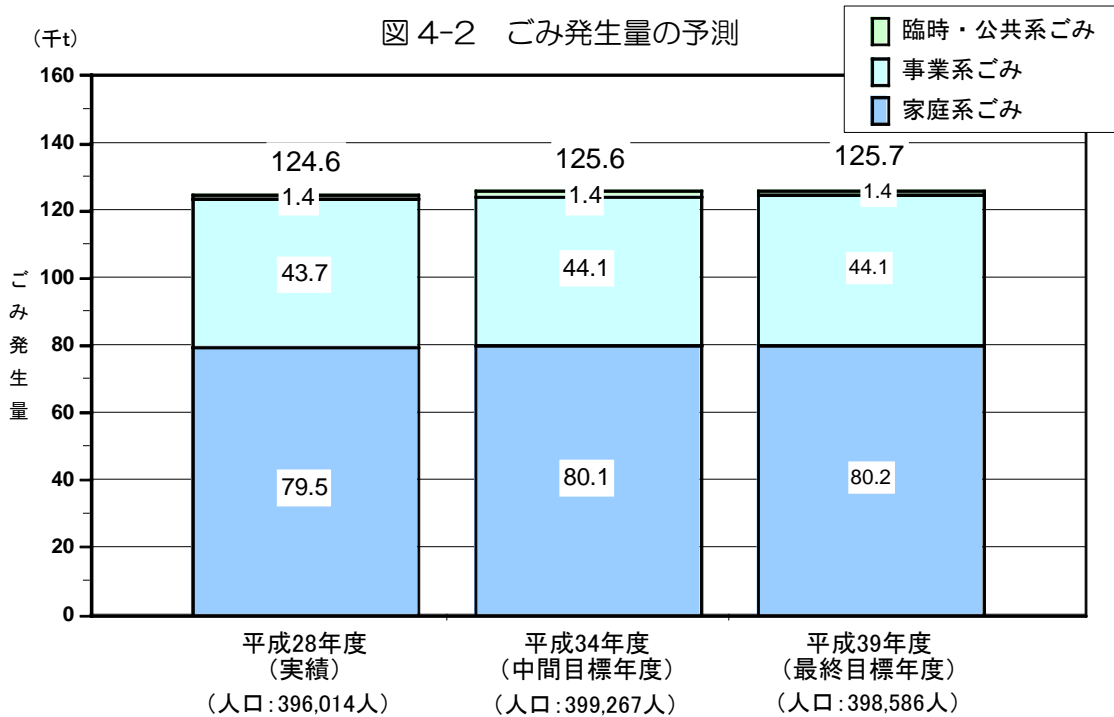
このため将来の1人1日当たりのごみ発生量が平成28年度（2016年度）と同水準であると想定し、中間目標年度の平成34年度（2022年度）、最終目標年度の平成39年度（2027年度）のごみ発生量を「1人1日当たりのごみ発生量×将来人口×年間日数」で予測しました。その結果を図4-2に示しています。平成34年度（2022年度）、平成39年度（2027年度）のごみ発生量は、家庭系ごみ、事業系ごみ及び臨時・公共系ごみを合わせて、平成28年度（2016年度）とほぼ同様の約126千tと予測しました。

図 4-1 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量の動向



- 注 1) 家庭系ごみには集団回収量、事業系ごみには市内古紙回収量、給食残渣堆肥化量、機密文書リサイクル事業等による資源化量を含めていますが、減量計画による事業所の自主的資源化量は含めていません。
 注 2) 環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないことがあります。

図 4-2 ごみ発生量の予測



- 注 1) 家庭系ごみには集団回収量、事業系ごみには市内古紙回収量、給食残渣堆肥化量、機密文書リサイクル事業等による資源化量を含めていますが、減量計画による事業所の自主的資源化量は含めていません。
 注 2) 環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないことがあります。

第2節 減量目標

市民一人ひとりが、環境にやさしいライフスタイルを実践し、事業者とも協働して環境に配慮したまちづくりに積極的に取り組み、循環型社会の構築をめざすことにより、最終目標年度（平成 39 年度（2027 年度））において、ごみの焼却処理量を平成 28 年度（2016 年度）実績より 8%の削減をめざします（図 4-3 参照）。

計画期間中の「減量目標」及びそれを達成するための「個別の目標」の推移は図 4-4 から図 4-7 に示すとおりです。

また、節目における基本的数値は表 4-1 に示すとおりです。

図 4-3 最終目標年度における減量目標と個別の数値目標



第3節 減量目標を達成した場合の焼却処理量等の推移

減量目標を達成した場合の焼却処理量等の推移を図 4-4、図 4-5、図 4-6、図 4-7 に示しました。

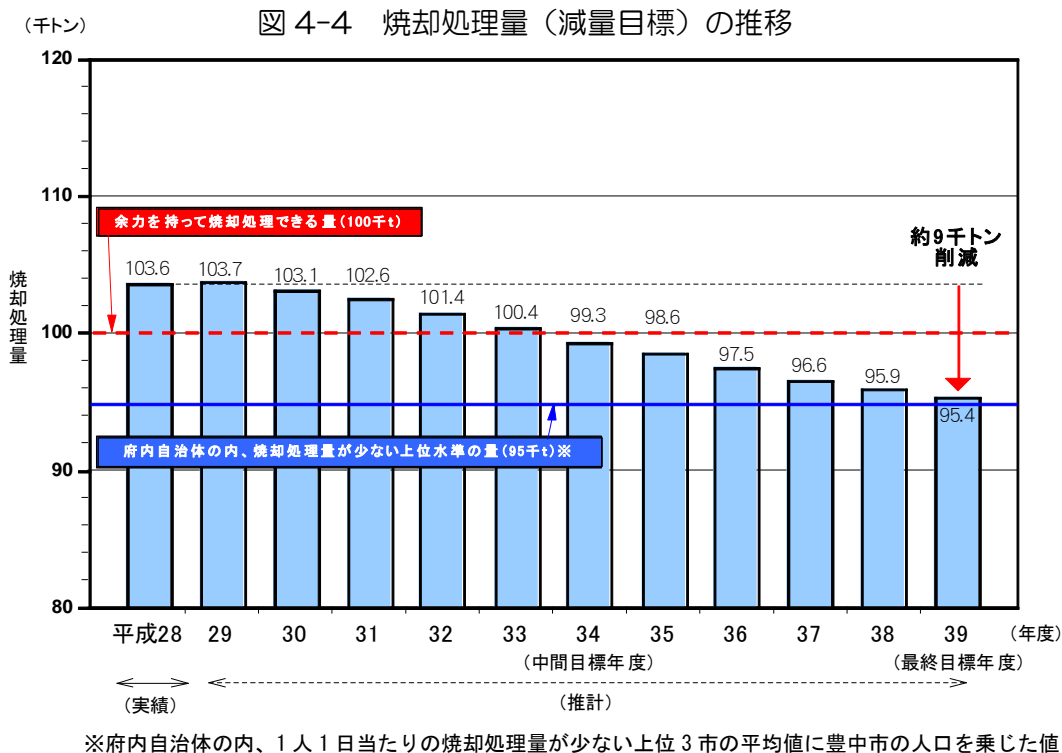


図 4-5 家庭系ごみ 1人1日当たり量（再生資源除く）（個別の目標）の推移

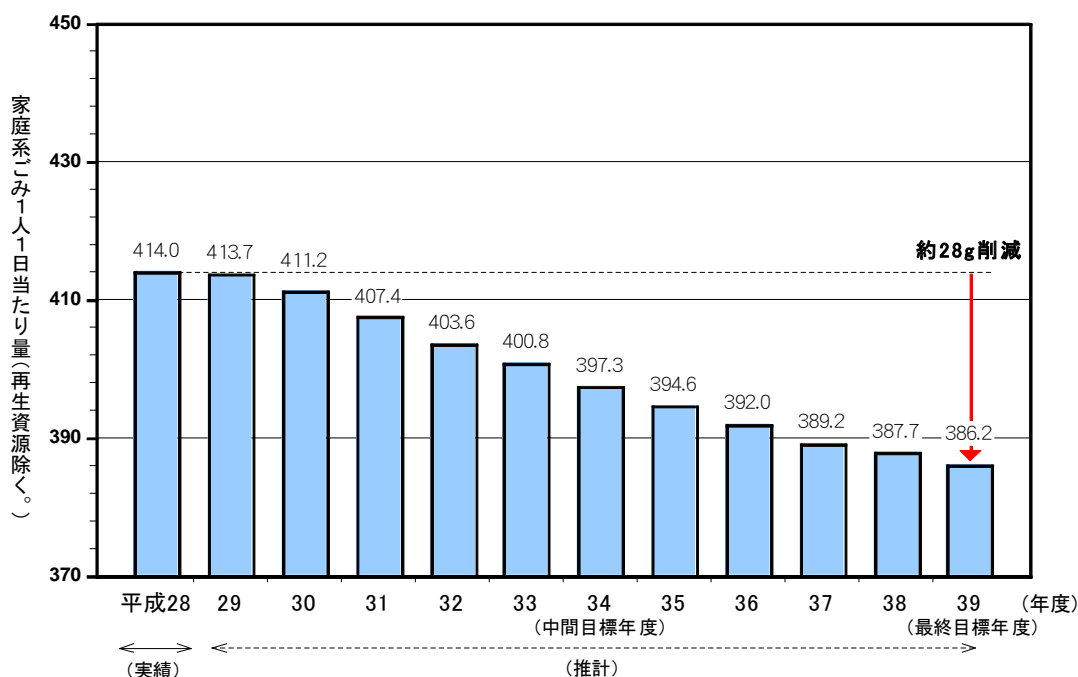


図 4-6 事業系ごみ量（再生資源除く）（個別の目標）の推移

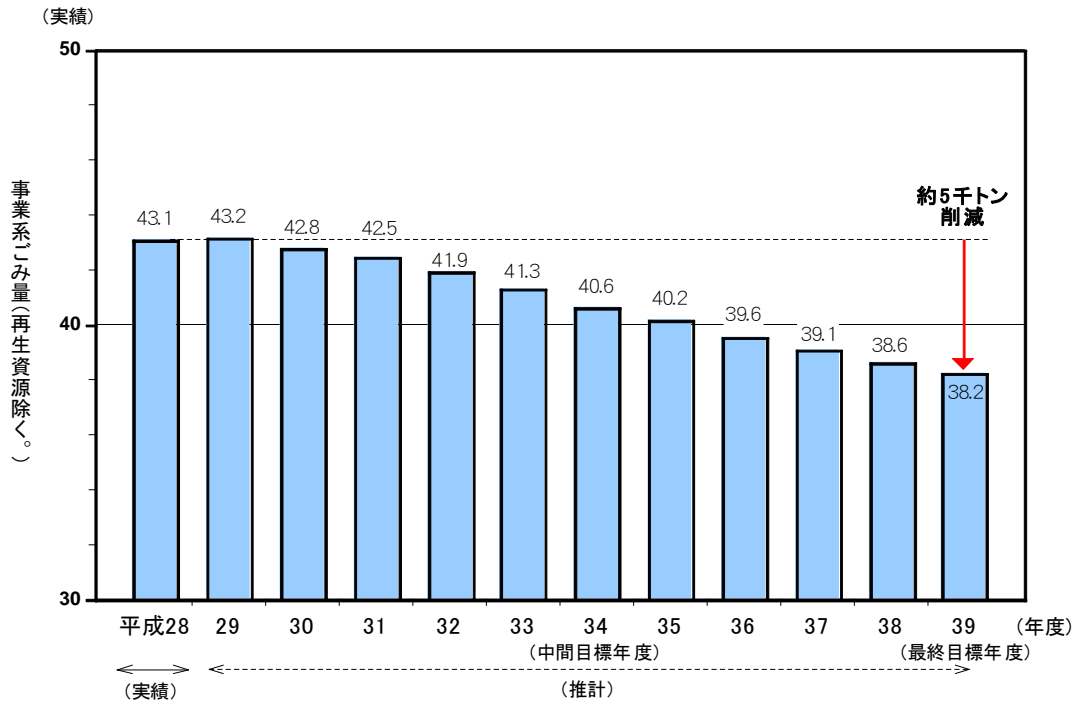


図 4-7 リサイクル率（個別の目標）の推移

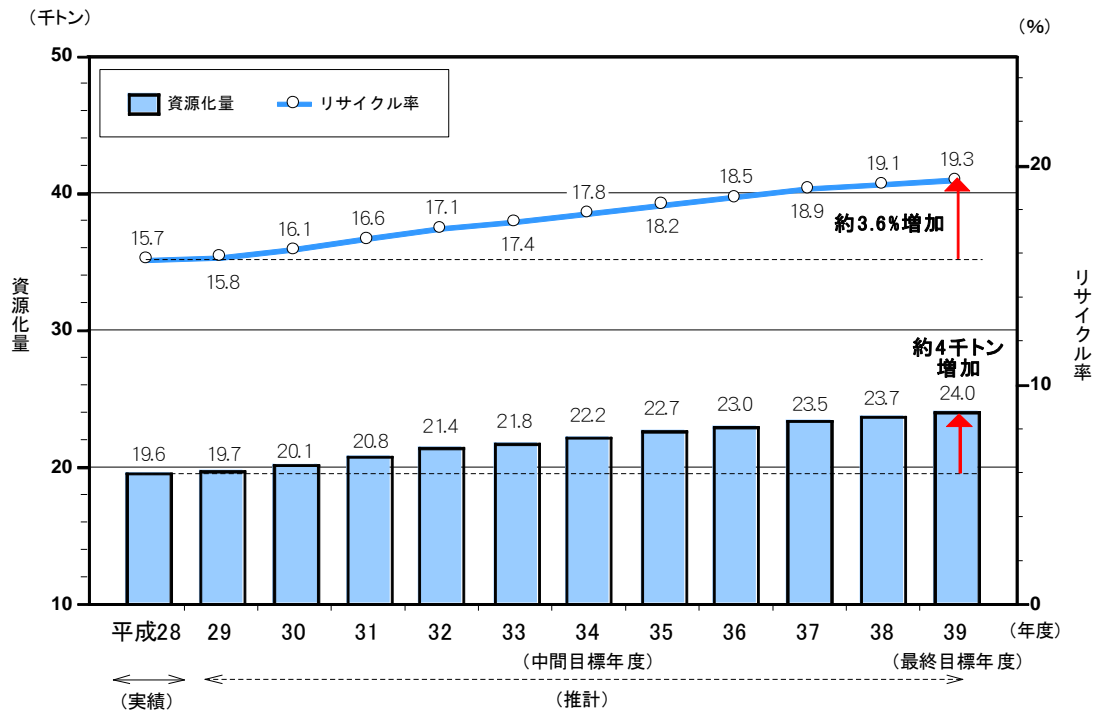


表 4-1 計画期間の節目における基礎的数値

		平成28年度 (実績)	平成30年度 (初年度)	平成34年度 (中間目標)	平成39年度 (最終目標)	備考
人口		396,014人	397,623人	399,267人	398,586人	第4次豊中市総合計画前期基本計画に基づき平成32年度、平成37年度、平成42年度の人口が直線的に推移するものとして各年度の人口を推定。ただし、平成28年度は推計人口。
発生量 ①	家庭系	79,457t	79,763t	80,093t	80,175t	最近の1人1日当たりの排出量はほぼ横ばいであり、平成28年度の1人1日当たりの排出量×将来人口×年間日数で算定。 ※発生量は、市処理量+集団回収量等市が関与する資源化量(モデル的事業も含む)。
	事業系	43,699t	43,884t	44,065t	44,111t	
	その他(臨時・公共)	1,432t	1,437t	1,443t	1,444t	
	合計	124,587t	125,084t	125,601t	125,730t	
発生抑制量 ②	家庭系	0t	29t	262t	438t	家庭系ごみ中の手付かず食品+レジ袋の量(約6.3%＝約30g/人/日)の1.0%(3g/人/日)を平成39年度までに削減(平成24年度家庭系ごみ調査)。 事業系ごみ中の発生抑制対象ごみ(20%＝約60g/人/日)の15%(9g/人/日)を平成39年度までに削減(平成26年事業系ごみ調査)。
	事業系	0t	73t	787t	1,313t	
	合計	0t	102t	1,049t	1,751t	
発生抑制後の 排出量 ③=①-②	家庭系	79,457t	79,734t	79,831t	79,737t	発生量-発生抑制量 (平成32年度目標:国平成24年度比△12%、豊中市平成24年度比平成32年度比△0.2%)
	事業系	43,699t	43,811t	43,278t	42,798t	
	その他(臨時・公共)	1,432t	1,437t	1,443t	1,444t	
	合計	124,587t	124,982t	124,552t	123,979t	
削減率		—	0%	0%	0%	平成28年度を基準として。
資源化量 ⑥	家庭系 a	18,368t	18,797t	20,622t	22,059t	品目別に分別協力率の目標を設定して資源化量の目標を算定。 既存資源化量+新規資源化量
	市収集	12,283t	12,558t	13,613t	14,458t	
	市関与民間回収	6,077t	6,231t	7,001t	7,593t	
	家電4品目	8t	8t	8t	8t	
	事業系 ★民間自主的取組含む。	14,870t	15,326t	16,933t	18,877t	分別協力率の目標を古紙、食品廃棄物等に設定して資源化量の目標を設定。ただし、民間自主的取組は参考値で、リサイクル率には含まず。
	庁内取組、市関与 b	592t	666t	931t	1,268t	既存資源化量+新規資源化量
	許可業者分別収集 c	8t	8t	8t	8t	同上
	クリーンランド 古紙ボックス回収、剪定枝 d	118t	118t	118t	118t	同上
	(参考) 民間自主的取組 民間自主的取組の内、 新規資源化量(=市受入量削減量)	14,152t	14,534t	15,876t	17,483t	同上
	リサイクルプラザでの 破碎後の鉄等回収 e	524t	525t	529t	534t	小型家電ビッグアップ回収含む。
	市関与分合計 ⑥=a+b+c+d+e	19,610t	20,114t	22,208t	23,987t	民間自主的取組は含まない。
リサイクル率 ⑥÷③ (対発生抑制後排出量)	15.7%	16.1%	17.8%	19.3%	民間事業所の自主的資源化量は含まない。減量計画書で把握した民間自主的取組(14,152t)を含めれば平成28年度においてリサイクル率は約21%。(民間自主的取組を含まない)国の目標平成32年度:27%、府の目標平成32年度:16%、豊中市平成32年度:17%	
市施設(※) 受入量 ⑦	家庭系	73,380t	73,506t	72,846t	72,176t	使用済み小型家電ボックス等回収を含む。 豊中市伊丹市クリーンランドで受け入れてる剪定枝、リサイクルBOX、許可業者による教育施設からの資源回収量を含む。
	事業系	43,107t	42,763t	40,623t	38,199t	
	その他(臨時・公共)	1,432t	1,437t	1,443t	1,444t	
	合計	117,919t	117,706t	114,912t	111,819t	
集団回収、 再生資源を 除く排出量 ⑧	家庭系ごみ量	59,838t	59,674t	57,905t	56,345t	集団回収、資源ごみを除く排出量。 (平成32年度目標:国500g/人/日、府403g/人/日、豊中市404g/人/日)
	家庭系ごみの1人1日 当たりの排出量(資源除く)	414.0g/人/日	411.2g/人/日	397.3g/人/日	386.2g/人/日	
	事業系ごみ量(資源除く)	43,099t	42,755t	40,615t	38,191t	
最終処分量 ⑨	焼却灰	13,336t	13,269t	12,777t	12,274t	(平成32年度目標:国平成24年度比△14% 豊中市平成24年度比△21%)
	破碎後の不燃物	954t	950t	938t	922t	
	合計	14,290t	14,219t	13,715t	13,196t	
	削減率	—	0%	▲4%	▲8%	
焼却処理量 ⑩	焼却処理量	103,584t	103,102t	99,275t	95,368t	平成28年度を基準として。
	削減率	—	0%	▲4%	▲8%	
その他 ⑪ (処理困難物等)		440t	433t	407t	371t	

注1) 国の目標は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(環境省 平成28年(2016年)1月)、府の目標は、「大阪府循環型社会推進計画」(大阪府 平成28年(2016年)6月)。
2) 四捨五入の関係で個々項目の計と合計の値が一致しない場合がある。

第1節 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と

質の高いリサイクル（再生利用）の推進

(1) 市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築

基本的な考え方

- ・ ごみの減量につながるライフスタイルやビジネススタイルを市民・事業者に浸透するよう、市民・事業者・行政が目的を共有し相互信頼のもと、連携を図りながら取り組みを進めます。
- ・ 環境学習等の機会を通して、市民・事業者の自発的な3R行動を促進します。

取組み方針

●環境学習・教育の充実

環境学習等の機会を通して、詰め替え商品の選択、簡易包装の推進など、ごみの減量につながるライフスタイルやビジネススタイルが定着するよう、市民・事業者・行政が目的を共有し相互信頼のもと、連携を図りながら取り組みを進めます。また、教育委員会、担当部局、市民・市民グループ、廃棄物減量等推進員、事業者などが連携し、すでに実施している小学校4年生等の環境学習をさらに拡充するなど、様々な環境教育の充実を図ります。

●環境配慮型販売システムの推進

周辺の地方公共団体や事業者と連携したマイバッグ持参促進の取組み、豊中エコショップ制度の浸透による環境配慮型販売システムの充実を図ります。

●食品ロスの削減に向けた取組み

消費・賞味期限について知識の向上と理解の促進にあわせて、国内・国外における食品ロスの実態を市民・事業者へ伝えるとともに、「もったいない」の意識を高め、「食べ物を大切に作る活動」を市内で開催し、食品ロスの削減をめざします。

●3Rに取り組む市民活動団体やグループ活動等との連携強化

3Rに取り組む市内の市民活動団体等の活動情報を、ごみ分別アプリ等を活用して市民に提供するなどにより、活動団体間の交流や連携強化を図ります。

(2) 家庭系ごみ減量等に関する取組み

基本的な考え方

- ・ 地域における3Rの取組みについて、廃棄物減量等推進員との連携を一層強化することなどにより、ごみの減量・リサイクルを推進します。
- ・ 全市域をごみ種別に公・民が分担して収集運搬を行う方式を活用して、ごみ分別・排出ルールに関する広報周知活動の充実を図ります。
- ・ 再生資源集団回収等、多様な再生資源の回収方法を提供することにより、ごみの減量・リサイクルを推進します。

取組み方針

●地域での3R活動の活性化

地域における3Rの取組みによるごみの減量・リサイクルを推進するため、地域コミュニティと行政が協働して3R行動の浸透を図るとともに、廃棄物減量等推進員との連携強化や高齢者、成人、子供、学生等の世代間の交流によるごみ減量活動の活性化に努めます。

●2R（発生抑制・再使用）の推進

マイバッグ持参によるレジ袋削減、焼却施設の燃焼効率の向上やごみ収集時のコスト削減等の効果も見込まれる生ごみの水切りを含めた、「3切り運動（使い切り、食べ切り、水切り）」を推進し、市民との協働によるごみの発生を抑制する運動の促進を図ります。また、使用済みとなったものでも、再使用可能なものを繰り返し使用するリユースの取組みを促進するため、現在も行っている子ども服や家具などのリユース事業の拡充を図ります。

●再生資源集団回収の推進

既存の集団回収登録団体に対して、市ホームページや定期的に発行している「集団回収ニュース」などを活用し、回収意欲の促進を図り、活性化につながる方策を講じるとともに、登録団体、行商者との意見交換会の中でいただいた意見も参考にしながら、さらなる回収量の増に向けた取組みを検討します。また、再生資源集団回収未実施団体に対して制度への参加を積極的に働きかけます。

●多様な再生資源回収方法の構築

質の高いリサイクルを推進するため、関係機関、事業者、再生資源回収業者等と連携し、市民のライフスタイルに応じた多様な資源回収方法を提供し、新たなシステムを構築します。

●適切な分別排出の浸透

行政による全市域での再生資源回収体制を活用し、市民に対しごみ分別・排出ルールに関する広報周知活動の充実を図るとともに、自治会やマンション管理組合等と連携し、市民へのごみ排出ルールの浸透と地域のごみ減量の取組みの活性化を図ります。

●家庭系ごみの有料化の検討

ごみ減量目標の達成状況等を見極めながら、家庭系ごみ（粗大ごみを除く。）の有料化について、慎重に検討します。

（3）事業系ごみ減量等に関する取組み

基本的な考え方

- ・ 事業活動に伴い排出されるごみの減量・適正処理を推進するため、事業者にとってコスト削減につながる情報を提供することにより、ごみ減量のメリットを広く周知する取組みを行います。
- ・ ごみ処理施設における搬入物調査の機会を通して、資源物や産業廃棄物を搬入した排出事業者及び許可業者へ適正な排出の誘導を行います。
- ・ 多量排出事業者だけでなく、中小事業者も含めた排出事業者における排出抑制を促進します。
- ・ 魚あらについては、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う事業者においてリサイクルを図ります。

取組み方針

●ごみ減量に向けた情報提供

事業者の先進的なごみ減量の取組み内容の紹介、再生資源回収業者の引取情報、リサイクル可能な紙類や産業廃棄物の混入削減を進めるための分別排出区分等、ごみ減量・適正処理を推進するための情報提供の充実を図ります。

●多量排出事業所におけるごみ減量の促進

多量の廃棄物を排出する事業者に対し、事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求め、各事業所のごみ減量の取組みを把握します。また、それを基に各事業所に立ち入り、現状を確認したうえで、ごみ減量への協力要請を行います。

●搬入物調査の活用

豊中市伊丹市クリーンランドと連携し、搬入物調査を充実することで、資源物や産業廃棄物等を搬入した排出事業者・収集運搬業者に対し、ごみ減量や適正排出へ誘導します。

●中小規模事業者における分別排出の促進

中小規模事業者が古紙等の資源物を回収できる仕組みづくり等により、分別排出の促進とごみの減量を推進します。

●食品廃棄物リサイクル等の推進

食品リサイクル法に基づき、魚あら等の食品廃棄物のリサイクルや飲食店等での食べ残しを削減する取組みを推進します。

●イベント系ごみの発生抑制及び再使用の推進

イベント系ごみの発生抑制・再使用のため、イベントを実施する団体に対し、情報の提供や分別促進用の用具を貸し出すなどの支援をします。

●ごみ処理費用負担の適正化

伊丹市、豊中市伊丹市クリーンランドと協議し、ごみ処理施設使用料を見直します。

第2節 廃棄物の適正処理の推進

基本的な考え方

- ・ 国・府の動向を注視し、「小型家電リサイクル法」等、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法改正に対応すべく時代の要請に応じた分別収集を推進します。
- ・ 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの収集運搬を委託している業者と、再生資源を回収する行政が連携することで、効率的な収集を実施し、市民サービスの向上を図ります。また、ごみ分別・排出ルールの浸透をめざします。
- ・ ごみ減量、適正処理を推進するため、本市、伊丹市及び豊中市伊丹市クリーンランドの三者で連携を強化します。
- ・ 最終処分場を安定的に確保するため、最終処分量の削減に努めます。

取組み方針

●時代の要請に応じた分別収集体制の推進

a.効率的な収集と市民サービスの向上

家庭から排出される可燃ごみの収集等を委託している業者と再生資源を回収する行政が連携し、効率的な収集を実施するとともに、全市域において分別に関するさらなる周知啓発を行います。

b.各種リサイクル法等に基づく分別収集体制の構築

各種リサイクル法等の改正へ対応するため、分別収集、拠点回収等、収集体制の構築を推進します。

c.収集作業・選別作業従事者の安全確保

在宅医療廃棄物等への対応の強化、危険物の排出ルールの徹底により収集作業・選別作業従事者の安全の確保に努めます。

d.民間委託収集業者への指導体制の強化

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの収集等を委託している業者に対し、適正な収集作業の実施に向けた指導の充実を図ります。

e.高齢者・障害者へのごみ排出サポートシステムの継続

高齢者や障害者の方々の在宅生活を支援する事業である「ひと声ふれあい収集」について、この制度を必要とされる方に必要な情報が届くよう、引き続き周知活動に努めます。

f.ごみの分別と収集の効率化のためのごみ保管場所設置と管理の徹底

「大規模建築物の廃棄物等保管場所等の設置及び届出等に関する規則」に定める管理責任者の届け出を活用し、集合住宅における収集の効率化、分別排出に適したごみの保管場所等の設置の推進及び管理責任者による居住者への排出ルールの徹底を図ります。

g.環境に配慮した収集機材等の導入拡大

環境に配慮した収集運搬車両等の割合の拡大を図ります。

●安定した中間処理施設等の運用

a.豊中市伊丹市クリーンランド等との連携強化

中間処理施設が余力を持って維持管理を行えるよう、本市、伊丹市及び豊中市伊丹市クリーンランドの三者の連携を強化します。

b.ごみ処理施設を活用した市民啓発の充実

豊中市伊丹市クリーンランドとの連携を強化し、市民のごみに関する意識を高めるため、施設見学会等の充実を図ります。

c.ごみ搬入方法等の見直し

豊中市伊丹市クリーンランドの安定的な稼働に向けて伊丹市及び豊中市伊丹市クリーンランドと協議し、資源化・適正処理の推進のため必要に応じてごみの搬入方法等について見直します。

d.最終処分場の安定的確保

ごみ減量の推進等により最終処分量の削減に努めるとともに、広域的最終処分場（3期事業）の整備に向け、国・府と情報を共有し、最終処分場の安定的な確保に努めます。

第3節 美しいまちづくりの推進

基本的な考え方

- ・ 「豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例」に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、一体となって、ポイ捨てや不法投棄のない美しいまちづくりを進めるため、連携した運動を展開します。

取組み方針

●まちを美しくする運動の推進

豊中市まちを美しくする運動連絡会議、豊中市まちを美しくする運動推進本部を中心とした、市民・事業者・関係機関と連携し、駅前での啓発活動や道路、河川での美化活動を行い、ポイ捨てや不法投棄のない美しいまちづくりを推進します。

●地域による美しいまちづくりの展開

「地域清掃」、「アダプトシステム活動団体」、「違法簡易広告物追放推進団体（とよなか美はり番）」等の現状や課題の把握を行うとともに、さらなる美化活動の拡充・活性化を図るため、各団体・個人への働きかけ、交流の促進、活動への支援を行います。

●幼少期からの環境美化学習

幼少期から、まちの清掃活動等に参加することにより、美しいまちづくりの意識を醸成し、大人になってもまちの美化を常に意識できる環境美化学習を実施します。

第4節 災害廃棄物の適正処理

基本的な考え方

- ・ 将来発生することが予想される大規模な地震や風水害等に備えるため、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行います。
- ・ 収集運搬作業、中間処理施設の運転の維持・継続のため、災害時対応マニュアルの再整備等、総合的な災害対策の充実を図ります。
- ・ 平時から不用品等は事前に処理を行うよう市民等へ周知し災害廃棄物の発生抑制に努めます。

取組み方針

●災害廃棄物処理計画の見直し

非常災害発生時に備えて、仮置場の確保、廃棄物の分別及び処理方法、さらに周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備など、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な事項を定めた災害廃棄物処理計画について、災害対策基本法に基づく地域防災計画等との整合を図り、適宜見直します。

●収集運搬業務等における災害時対応マニュアルの整備

大規模な災害で大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するため、できるだけ早い段階から分別収集に着手できるよう、過去の災害等の事例や教訓から、災害廃棄物処理の技術やノウハウを蓄積するとともに、それらの技術を伝承するための訓練・演習を行うことにより、災害廃棄物への対応力のある人材の育成を図るべく、災害時対応マニュアルの再整備を行います。

●災害廃棄物の発生抑制

市民・事業者は、平時から不用品等を事前に処理するよう努め、行政は、災害廃棄物の発生抑制につながる情報を提供します。

「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「第4次豊中市ごみ減量計画」等を策定し、進行管理を行います。また、周辺の地方公共団体や民間事業者等との広域的な連携強化に努めるとともに、新たな社会経済システムの形成をめざし、国・府に拡大生産者責任制度の確立等を要請します。

(1) 計画の進行管理

「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「第4次豊中市ごみ減量計画」、一般廃棄物処理実施計画（毎年度作成）、容器包装分別収集計画などを策定し、具体的なごみ減量施策を実施します。

ごみ減量計画については、PDCAサイクルに基づく進行管理を行い、その進捗状況を市民・事業者に向け、広報等を行います。

(2) 広域的連携、民間事業者との連携の拡充

円滑に中間処理・最終処分を行うために、伊丹市、豊中市伊丹市クリーンランドとの連携強化を図るとともに、周辺の地方公共団体はもとより大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場を最終処分先としている近畿地区の地方公共団体等との連携強化を図ります。

また、災害時には、適正かつ迅速な処理に向けて、広域的相互応援及び支援体制の構築を図り、民間事業者との連携を強化します。

(3) 新たな社会経済システムの形成に向けた取組み

容器包装リサイクル法における事業者負担割合の見直しや適正処理が困難な廃棄物等の生産者責任による回収等の拡大生産者責任制度の確立を国・府に要請します。

